

今月の トピックス

新春賀礼会開催！ ～ 経済五団体～



1月7日（金）、ホテルグランヴィア和歌山において和歌山県経済団体連合会主催による新春賀礼会が開催されました。

当日は、木村県知事、県関係の国会議員、大橋和歌山市長ら来賓を含め県内の経済関係者約400名が出席のもと盛大に開催されました。

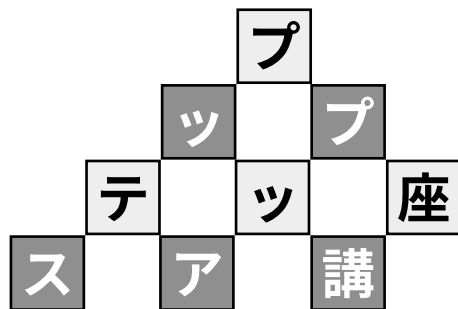
本年は、当中央会が幹事団体を務め、山下会長が、「これからの企業経営には自立が求められており、この為、他社にない技術・消費者起点のもの作り・国際化を自立のコンセプトとして力強く前進していきましょう。」と挨拶。

厳しい経済環境の中ではありますが、お互いの創意工夫で果敢に乗り切っていく決意も新たに、出席者一同、大きな意気込みを見せた新春賀礼会となりました。



和歌山県経済団体連合会（下記五団体）

- ・和歌山県中小企業団体中央会
- ・和歌山県商工会議所連合会
- ・和歌山県経営者協会
- ・（社）和歌山経済同友会
- ・和歌山県商工会連合会



「コンピュータセキュリティ入門」

～ 個人情報流出問題について ～

今回はコンピュータウィルスについてお話しましたが、今回は個人情報についてその流出問題と自衛策についてお話したいと思います。

あいつぐ個人情報漏えい事件

ここ数年、企業の個人情報漏えい事件には目を覆うものがあります。マスコミを賑わした代表的な事件だけ列举してみてもこれだけあり、当然ですがこれは氷山の一角にすぎません。

時 期	事業者名・団体名	件 数	お 詫 び
2001年8月	小田急百貨店	38万2000件	お詫び状
2002年5月	TBC (企業名はコミー)	3万7000件	お詫び状
2002年7月	山芳製菓	1200件	1300円相当の商品及び懸賞品
2002年8月	金印	1200件	2000円相当の商品
2003年6月	ローソン	56万件	500円の商品券
2003年10月	ファミリーマート	18万件	1000円のクオカード
2004年1月	ソフトバンクBB	451万件	500円の金券
2004年3月	東武鉄道	13万2000件	5000円相当の遊戯施設入園券
2004年7月	ディーシーカード	47万8000件	500円の商品券

2004年だけでもこの他に「ジャパネットたかた」が51万件的流出、NTTドコモがPHS（簡易型携帯電話）の顧客56000人分の情報が入ったパソコンを盗まれる、「東日本住宅評価センター」7500件分の建築確認申請データを記録した光磁気ディスクを紛失、「日本興亜損害保険」は2298人分の個人情報が記載された携帯型パソコンが盗まれる等、まさに枚挙に遑のない状況です。

ソフトバンクBBは個人情報漏えい事件を起こした“お詫び金”として加入者全員に500円ずつの金券を送付しましたが、これだけでも郵送費も含めて約40億円の費用が、それ以外にも株価やセキュリティ対策費用なども含め「総額100億円以上の費用が発生した」（孫社長）。同様に「ジャパネットたかた」でも情報流出発覚後の営業自粛による減収額が150億円に上ったと報じられています。

流出したデータの行方

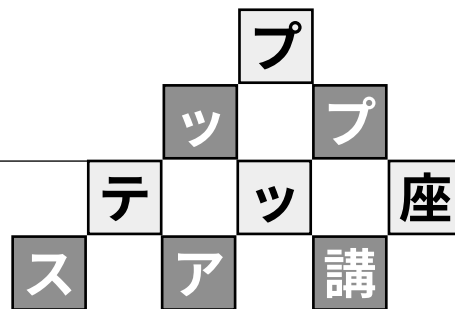
流出したデータはソフトバンクBBの事件のように企業への脅迫に使われる場合もありますが、ローソンやファミリーマート、東武鉄道の場合のように不法な業者の手に渡り、インターネットの有料サイト料金に関する架空請求に使われたりすることもあるようです。中でもファミリーマートの場合は流出した情報に基づいて架空の債権回収代行業者20社から、アダルトサイトの利用名目で請求書や督促状が送られてきた会員は全国で約5600人にのぼり、うち14人は誤って5万円から90万円を送金していた可能性が高いということです。

この他にも、他人のユーザIDやパスワードを盗用し、ネットワーク上でその人のふりをして本来その人しか見ることができない機密情報を盗み出したり、悪事をはたらいてその人のせいにしたりする「なりすまし」【spoofing】という行為に悪用されることもあります。場合によっては、なりすまされた本人が損害を負担する責任を問われることもあるようです。

電子メールや多くの掲示板では認証を行わないため、他人の名前やメールアドレスでの投稿を行なうことにより、簡単に「なりすまし」が可能です。

架空請求が届いた際の対応方法（警察庁ホームページより）

- ・心当たりのない有料サイトなどの料金は、一切支払う必要はありません。また一度支払ってしまうと、新たな請求を受けるおそれがあります。
- ・利用がある場合も有料サイト番組提供会社などからの債権譲渡通知書が届いていなければ回収業者に料金を支払う必要はありません。
- ・請求書の連絡先に電話連絡することは、個人情報を相手に残すことになり、今後の電話での催促につながりますので一切の連絡はなさないで下さい。
- ・万が一、回収業者からの連絡があった場合は「利用したことがないものについては一切支払わない」ときっぱり伝えてください。また、繰り返し請求書が来るようなときは、受取拒否をすることもできます。
- ・悪質な取り立ての際には、すぐに、最寄りの警察署または消費生活センターにご相談下さい。



自衛策は？

さて、企業の個人情報流出防止については次回、「個人情報保護法」についてお話しさせていただきますが、個人としても自らのミスで個人情報が悪用されないよう自衛する必要があります。最近アメリカで急激に被害が増加しており、日本でも被害の増加が懸念されているものに「フィッシング」があります。

現在アメリカで被害が急増しており、フィッシング型の迷惑メールが2003年9月では279件しかなかったのに比べ、2004年3月には21万5643件にまで達したとのこと。

フィッシング【phishing】とは、金融機関などからの正規のメールやWebサイトを装い、暗証番号やクレジットカード

フィッシングの実例

VISAカード保有者のみなさまへ

VISAカードをお持ちのお客様は自動的に VISA 認証サービス プログラムにご加入いただいております。

VISA 認証サービスでは、お客様の個人パスワードをお持ちのVISAカードのセキュリティを強化します。オンラインストアでのお支払い手続きの際に、ATMで暗証番号を入力するのと同じようにパスワードを入力していただきます。これで、実際にお店でカードを使用するときと同じように、VISAカードをオンラインで安全に使用することができます。

サービスの中断を避けるため、できる限り早急にカード情報を確認させていただきます必要があります。

たいへんお手数ですが、次のカード情報確認ページへのリンクをクリックしてください

http://www.*****

お手続きは、次の手順に従ってください。

- ・上記のリンクをクリックして、カード情報を確認してください。
- ・VISA カード情報を確認して、個人パスワードを作成してください。
- ・これでアカウントが更新され、サービスが中断されることなく引き続きカードをご使用いただけます。

このサービスにより引き起こされるご不便に関しては、深くお詫び申し上げます。

VISA 社員一同

- * ご注意：VISAカードの更新に失敗した場合、一時的にカードが使用できなくなります。
- * クレジットカードを2枚以上お持ちの場合は、フォームを再送信してください。
- * クレジットカードを2枚以上お持ちの場合は、カードに別々のパスワードを設定することができます。

CLOSE X

© 2004 DC CARD CO.,LTD. All Rights Reserved. No reproduction or republication without written permission.

ード番号などを搾取る詐欺のことで、「釣り」を意味する「fishing」が語源ですが、偽装の手法が洗練されている(sophisticated)ことから「phishing」と綴るようになったと言われています。

その手口は、送信者名を金融機関の窓口などのアドレスにしたメールを無差別に送りつける。本文には個人情報を入力するよう促す案内文とWebページへのリンクが載っており、リンクをクリックするとその金融機関の正規のWebサイトと、個人情報入力用のポップアップウィンドウが表示され、メインウィンドウに表示されるサイトは「本物」で、ポップアップページは「偽者」。本物を見て安心したユーザがポップアップに表示された入力フォームに暗証番号やパスワード、クレジットカード番号などの秘密を入力・送信すると、犯人に情報が送信される、というものです。

いかにもそれらしい文面の上、URLに使用される特殊な書式を利用して、あたかも本物のドメインにリンクしているかのように見せたり、ポップアップウィンドウのアドレスバーを非表示にするなど非常に巧妙な手口を利用しており、「釣られる」被害者が続出しています。

対応策としては、送信者欄を信用しない、フォームの送受信にSSL（情報を暗号化して送受信する通信手順）が利用されているか確認する、メールに示された連絡方法(リンクなど)以外の正規のものと確認できている電話番号やURLなどから案内が本物かどうかを確認する、などです。

他にもソーシャルエンジニアリング【social engineering】という手口も古くから広く存在しています。

ネットワークの管理者や利用者などから、話術や盗み聞き、盗み見などの「社会的」な手段によって、パスワードなどのセキュリティ上重要な情報を入手することで、パスワードを入力するところを後ろから盗み見たり、オフィスから出る書類のごみをあさってパスワードや手がかりとなる個人情報の記されたメモを探し出したり、ネットワークの利用者や顧客になりすまして電話で管理者にパスワードの変更を依頼して新しいパスワードを聞き出す、などの手法があります。個人確認が不十分だったり、組織内部での機密情報の管理ルールが不完全だと、この手法によって容易に機密が漏洩してしまいます。

セキュリティに「性善説」は禁物です。それと、セキュリティのレベルが上がるほど面倒なことが増えます。めげずに「便利さの裏返し」だと割り切って実践しましょう。

平成16年度中小企業労働事情実態調査報告

我が国経済は、大企業を中心として海外需要や設備投資の増加などにより景気の回復がみられるものの、円高の進行、原油価格や資材の高騰、あるいは個人消費の伸び悩みなどにより中小企業においては依然として厳しい状況下にあります。

これらを背景として、中小企業を取り巻く労働環境は、新規学卒者の就職難、フリーターなどの未就職者の増大、倒産・解雇による中高年齢層の失業者

の増大など、ますます厳しさを増すとともに大きく変化しつつあります。

このような情勢下、本会では県内中小企業の労働実態を的確に把握し、適正な中小企業労働対策の確立に資するため、毎年継続的に調査を実施しています。

和歌山県における中小企業労働事情実態調査を次のとおり報告します。

I 調査のあらまし

1. 調査の目的

この調査は、中小企業における労働事情を的確に把握し、適切な中小企業対策の樹立並びに時宜を得た中央会労働指針の策定に資することを目的とする。

2. 調査実施方法

- (1) 調査方法 郵送調査
- (2) 調査時点 平成16年7月1日
- (3) 調査対象業種

製造業（9業種）	非製造業（9業種）
・食料品 ・繊維、同製品 ・木材、木製品 ・印刷、同関連業 ・窯業、土石製品 ・化学工業 ・金属、同製品 ・機械器具 ・その他の製造業	・情報通信業 ・運輸業 ・建設業 総合工事業 職別工事業 設備工事業 ・卸売業 ・小売業 ・サービス業 対事業所サービス業 対個人サービス業

以上18業種について、従業員規模300人未満の中小企業800事業所（製造業440事業所、非製造業360事業所）を無作為に抽出し、調査対象とした。

3. 調査の概要

調査内容のあらましは次のとおりである。

- (1) 経営状況、経営上のあい路、経営上の強み
- (2) 従業員の週所定労働時間、月平均残業時間
- (3) 雇用調整の実施状況
- (4) 退職金制度について
- (5) 定年制及び雇用継続制度について
- (6) 賃金制度について
- (7) 新規学卒者の採用
- (8) 賃金改定について

II 回答事業所の概要

1. 回答事業所の内訳

調査票の回答事業所の内訳は図表2-1のように、全体の回収率は29.5%、製造業では30.7%、非製造業では28.1%である。

図表2-1 調査回答数

産業別／区分	回答事業所数
製造業	135
情報通信業	1
運輸業	6
建設業	26
卸売業	18
小売業	22
サービス業	28
和歌山県計	236

2. 回答事業所の従業員

回答事業所を従業員規模別に見ると、図表2-2のとおりである。100人未満の事業所を合わせると、95.8%であり、「100～300人」は4.2%にすぎない。

図表2-2 回答事業所の従業員規模別内訳

産業別	1～9人	10～29人	30～99人	100～300人	計
製造業	44	49	37	5	135
非製造業	48	33	15	5	101
和歌山県計	92	82	52	10	236
比率	39%	34.8%	22%	4.2%	100%

3. 回答事業所の常用労働者数

回答事業所の常用労働者数は図表2-3のとおり、5,982人で、その男女比率は男性72.1%、女性27.9%となっている。

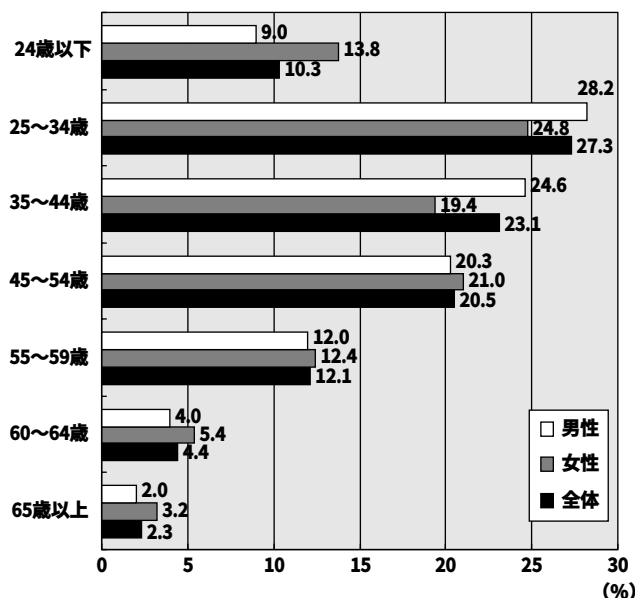
図表2-3 常用労働者数

	男性	女性	計
製造業	2,550 67.5%	1,228 32.5%	3,778 100%
非製造業	1,761 79.9%	443 20.1%	2,204 100%
和歌山県計	4,311 72.1%	1,671 27.9%	5,982 100%

4. 回答事業所の常用労働者の年齢別構成

常用労働者の年齢別構成は図表2-4のとおりで、全体の年齢構成は「25～34歳」が27.3%ともっとも高く、次いで「35～44歳」が23.1%、「45～54歳」が20.5%と続いている。

図表2-4 常用労働者の年齢別構成



年齢構成を男女別にみると、男性では「25～34歳」が28.2%ともっとも高く、次いで「35～44歳」が24.6%、「45～54歳」が20.3%と続いている。

一方女性は「25～34歳」が24.8%ともっとも高く、次いで「45～54歳」が21%、「35～44歳」が19.4%と続いている。

常用労働者の中高齢者比率（55歳以上）を見ると、「55～59歳」は12.1%（昨年10.7%）、「60～64歳」は4.4%（昨年2.6%）、「65歳以上」は2.3%（昨年2%）となっており、「55～59歳」「60～64歳」「65

歳以上」でともに増加している。

55歳以上の合計を高齢者比率とすれば、全体では18.8%となっている。

業種別で高齢者比率が平均を上回っているのは、製造業では「食料品」が25.3%、「繊維・同製品」が29.2%、「木材・木製品」が23.7%、「窯業・土石」が38.6%となっている。一方非製造業では「建設業」が23%、「卸売業」が20.7%となっている。

高齢者比率を従業員別でみると、「1～9人」が31.2%、「10～29人」が20.3%、「30～99人」が17%、「100～300人」が16.6%となっており、規模が大きいところは高齢者比率が低くなっている。

5. 従業員の雇用形態構成

全労働者に占める正社員の比率は82.2%で、それ以外の非正社員の内訳はパートタイマーが11%、アルバイト・その他が5.9%、派遣が0.9%となっている。パートタイマーに占める男女比率は男性22.2%（昨年21.3%）、女性77.8%（昨年78.7%）で圧倒的に女性比率が高いのがうかがえる。また業種別で見ると製造業の女性のパートタイマーの比率が79.8%となっており、この分野への女性の進出がうかがえる。

図表2-5 従業員の雇用形態構成

産業別		製 造 業		非 製 造 業		計
正社員	男性	2445	72.9%	1670	86.0%	4,115
	女性	907	27.1%	272	14.0%	1,179
	計	3352	100%	1942	100%	5,294
パートタイマー	男性	93	20.2%	64	25.9%	157
	女性	368	79.8%	183	74.1%	551
	計	461	100%	247	100%	708
派遣	男性	21	40.4%	4	44.4%	25
	女性	31	59.6%	5	55.6%	36
	計	52	100%	9	100%	61
アルバイトその他	男性	102	52.8%	137	73.3%	239
	女性	91	47.2%	50	26.7%	141
	計	193	100%	187	100%	380
全 体		4,058		2,385		6,443

III 調査結果の概要

1. 経営状況

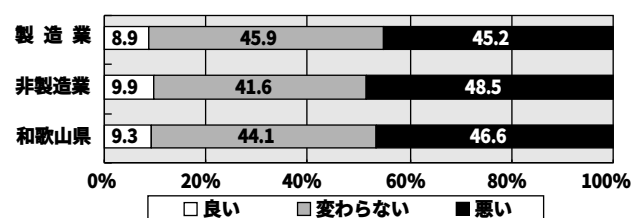
(1) 経営状況の推移（対昨年比）

経営状況の推移について、昨年と比べ、和歌山県全体では「良い」が9.3%（昨年6.2%）、「変わらない」が44.1%（昨年38.4%）、「悪い」が46.6%（昨年55.4%）となっており、「変わらない」「悪い」と回答した事業所の合計が90.7%となり、依然として厳しい経営状況ではあるが、3.1ポイントの改善が見られる。

産業別では製造業で「良い」と答えた企業が8.9%

（昨年9.0%）、非製造業では9.9%（昨年3.4%）となっている。

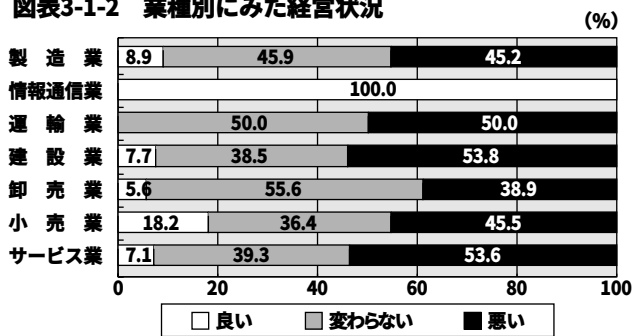
図表3-1-1 経営状況の推移



図表3-1-2は経営状況を業種別に分析した結果である。

「良い」の割合が最も高い業種は「情報通信業」の100%、ついで「金属・同製品製造業」の28.6%、「機械器具製造業」の25%であった。一方、「悪い」の割合が最も高い業種は「窯業・土石製造業」の80%、ついで「総合工事業」の77.8%、「繊維・同製品製造業」の61.1%であった。

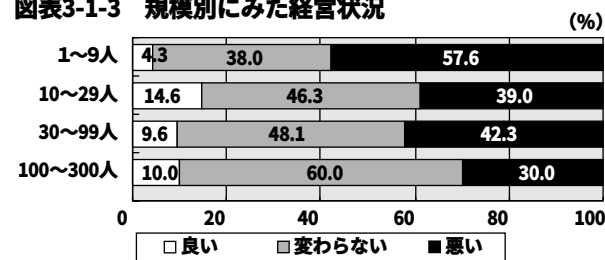
図表3-1-2 業種別にみた経営状況



次に経営状況を規模別にみた場合を図表3-1-3に示す。「良い」と回答した事業所は「1～9人」が4.3%（昨年3.5%）、「10～29人」が14.6%（昨年16.7%）、「30～99人」が9.6%（昨年0%）、「100～300人」が10%（昨年8.3%）となっている。

一方「悪い」と回答した事業所割合は「1～9人」が57.6%（昨年60.5%）、「10～29人」が39%（昨年54.8%）、「30～99人」が42.3%（昨年54.1%）、「100～300人」が30%（昨年25%）となっている。

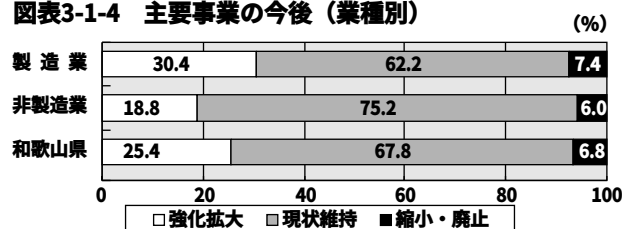
図表3-1-3 規模別にみた経営状況



(2) 主要事業の今後の方針

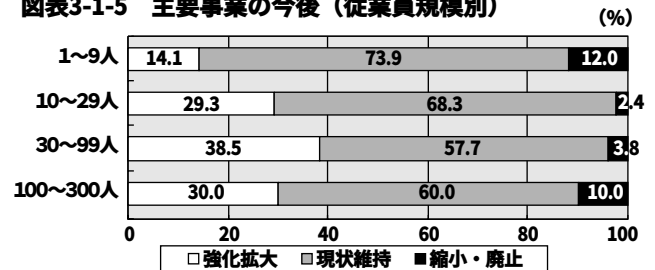
図表3-1-4は、現在行っている主要な事業について今後どのようにするか、の質問に対する回答の結果である。和歌山県全体では「強化拡大」が25.4%（昨年27.1%）、「現状維持」が67.8%（昨年66.1%）、「縮小」が6.8%（昨年6.8%）となっている。

図表3-1-4 主要事業の今後（業種別）



規模別にみた場合、「強化拡大」と回答した事業所の割合が最も多かったのは「30～99人」で38.5%（昨年45.9%）であり、ついで「100～300人」で30%（昨年53.8%）である。

図表3-1-5 主要事業の今後（従業員規模別）



(3) 経営上のあい路

厳しい経営状況の中で、企業はどのような問題点を抱えているか、経営上のあい路は何か、について15の選択肢から3項目を選んでいただき、その結果を図表3-1-6に示した。

中小企業の経営上のあい路をみると、「販売不振」が50.4%で昨年より5ポイント比率が下がっているが、平成12年より5年連続の第1位となっている。次いで「競争激化」が36.5%で昨年より10.4ポイント比率を下げてはいるが5年連続の第2位となっている。

次いで「製品価格（販売価格）の下落」31.3%、「原材料・仕入品の高騰」24.8%、「納期・単価等の取引条件の厳しさ」・「人材不足（質の不足）」20%と続いている。

図表3-1-6 経営上のあい路

年度	販売不振・受注の減少	同業他社との競争激化	製品価格（販売価格）の引き上げ難	取引条件の厳しさ	人件費増大
平成12年	61.6	45.9	28.8	21.0	19.2
平成13年	69.3	44.2	41.9	18.1	17.7
平成14年	61.5	38	32.6	20.9	20.3
平成15年	55.4	46.9	33.1	20.6	15.4
平成16年	50.4	36.5	31.3	24.8	20.0

次に経営状況別に経営上のあい路をみると、図表3-1-7のとおりになった。「良い」と回答した事業所では「製品価格（販売価格）の下落」が最も高く

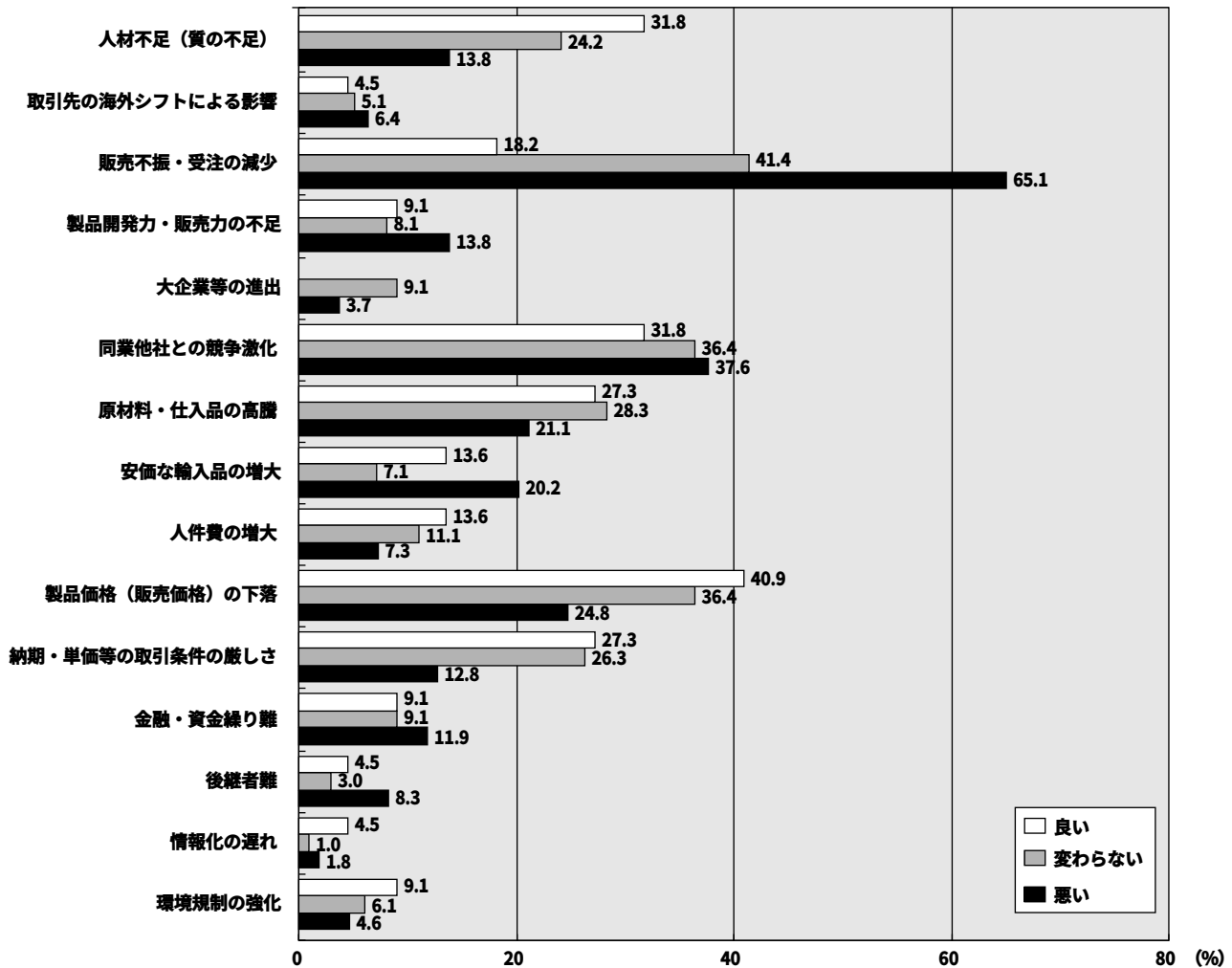
40.9%、次いで「人材不足（質の不足）」、「同業他社との競争激化」の31.8%、「原材料・仕入品の高騰」、「納期・単価等の取引条件の厳しさ」が27.3%となっている。

「変わらない」と回答した事業所では、「販売不振・受注の減少」が41.4%、「同業他社との競争激化」

「製品価格の下落」が36.4%、次いで「原材料・仕入品の高騰」が28.3%となっている。

「悪い」と回答した事業所では、「販売不振・受注の減少」が65.1%、「同業他社との競争激化」が37.6%となっている。

図表3-1-7 経営上のあい路（経営状況別）



(4) 経営上の強み

経営上の強みについては、「顧客への納品・サービスの速さ」31.3%、「製品の品質・精度の高さ」が22.7%、「製品・サービスの独自性」「商品・サービスの質の高さ」が22.3%の順となっている。

図表3-1-8 経営上の強み

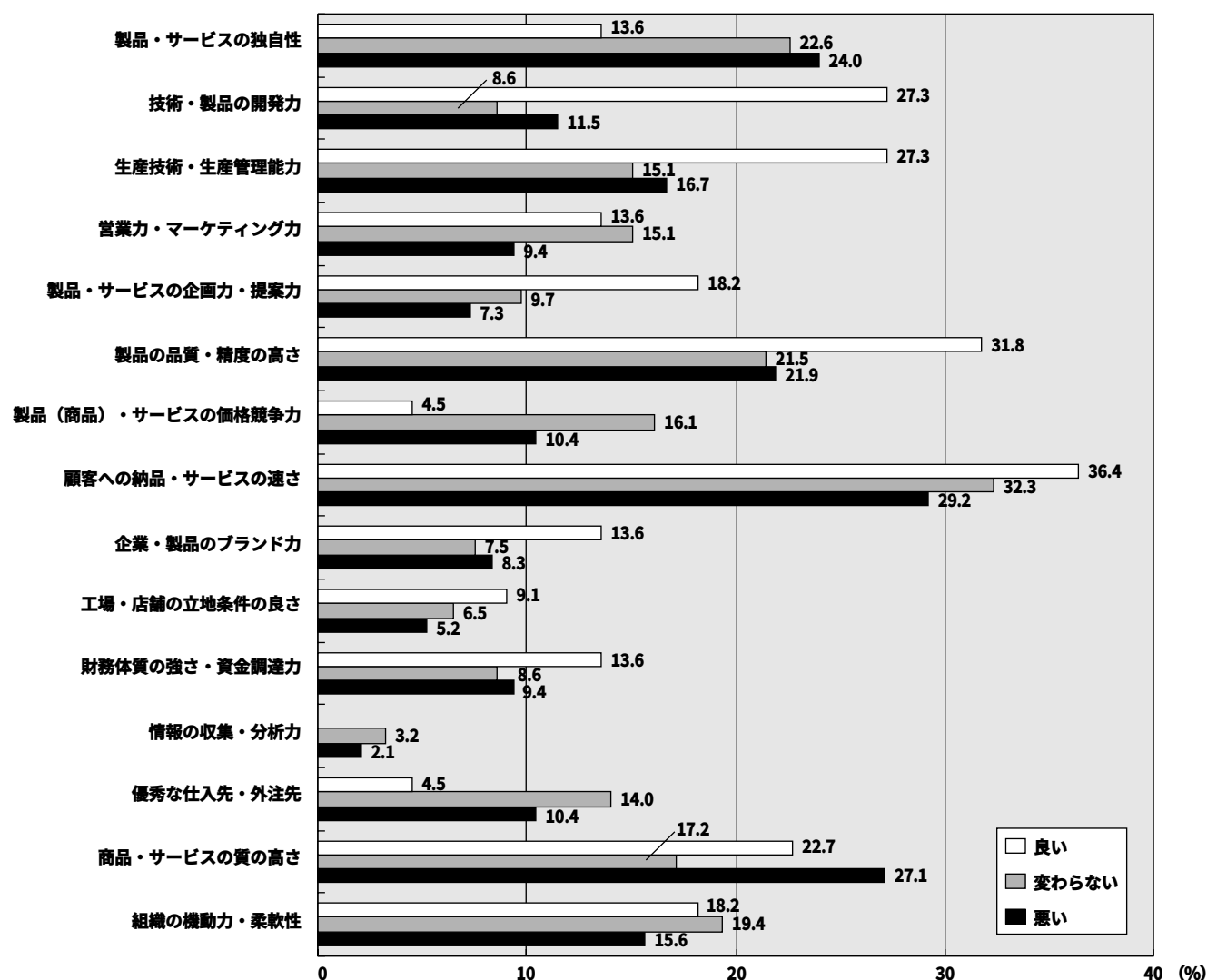
平成16年	顧客への納品・サービスの速さ	製品の品質・精度の高さ	製品・サービスの独自性	商品・サービスの質の高さ	組織の機動力・柔軟性
	31.3	22.7	22.3	22.3	17.5

次に経営状況別に経営上の強みをみると、「良い」

と回答した事業所では、「顧客への納品・サービスの速さ」が36.4%、ついで「製品の品質・精度の高さ」が31.8%、「技術・製品の開発力」「生産技術・生産管理能力」が27.3%となっている。

「変わらない」と回答した事業所では、「顧客への納品・サービスの速さ」が32.3%、次いで「製品・サービスの独自性」が22.6%、「製品の品質・精度の高さ」が21.5%となっている。「悪い」と回答した事業所では、「顧客への納品・サービスの速さ」が29.2%、ついで「商品・サービスの質の高さ」が27.1%、「製品・サービスの独自性」が24%となっている。

図表3-1-9 経営上の強み（経営状況別）



2. 週所定労働時間

(1) 和歌山県下の「週40時間」の達成事業所は68.8%となっており、全国の77.7%を大きく下回っている。製造業全体の達成率は78%となってい

る。また非製造業では56.5%と中小企業における「40時間制」への定着はまだ多くの課題を抱えていることがうかがえる。

図表3-2-1 週所定労働時間

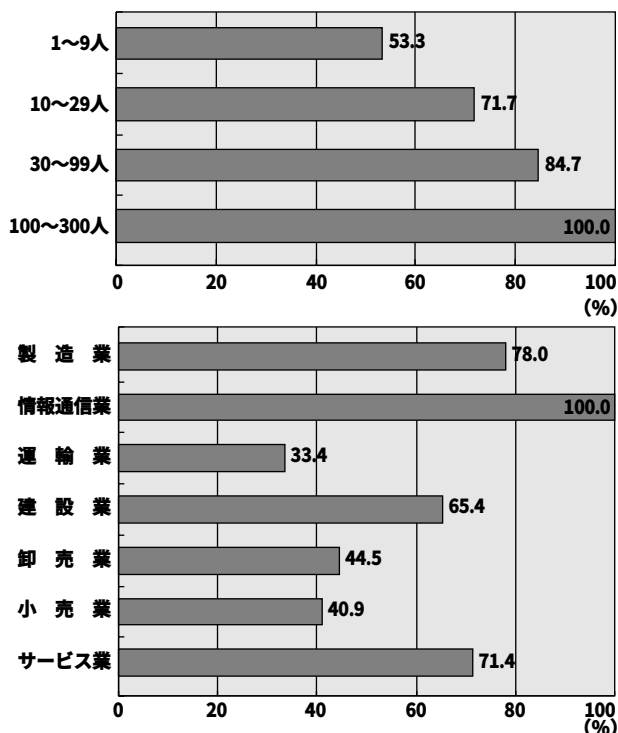
		38時間以下							(%)
		38時間以下	40時間未満 38時間超	40時間	42時間未満 40時間超	42時間	44時間未満 42時間超	44時間	
和歌山県		8.2	25.8	34.8	9.4	2.6	11.6	7.7	
規模	1～9人	12.2	16.7	24.4	12.2	2.2	15.6	16.7	
	10～29人	2.5	27.2	42.0	8.6	3.7	12.3	3.7	
	30～99人	5.8	32.7	46.2	7.7	1.9	5.8	-	
	100～300人	30.0	60.0	10.0	-	-	-	-	
業種	製造業	8.3	34.1	35.6	9.1	3.0	6.1	3.8	
	非製造業	7.9	14.9	33.7	9.9	2.0	18.8	12.9	
全国		8.7	26.5	42.5	7.9	2.4	6.1	5.9	

(2) 週40時間への対応を業種別にみると、製造業のなかで「機械器具」が100%、非製造業の「情報通信業」が100%、「職別工事業」が100%と一番高

く、続いて製造業の「金属、同製品」が92.8%、「化学工業」90.9%となっている。反対に低いのは「運輸業」の33.4%となっている。また規模別にみ

ると、規模が大きくなるほど週40時間が進展しており、「100～300人」規模では100%に達している。一方、「1～9人」では53.3%である。

図表3-2-2 業種別・規模別にみた40時間への対応



(3) 月平均残業時間

一月平均残業時間 和歌山県は7.46時間—

回答のあった事業所における平成15年の従業員1人当たりの月平均残業時間は、「7.46時間」となっている。規模が小さい事業所は比較的残業時間が少なく、反対に「30～99人」「100～300人」と規模が大きいところは残業時間が多くなっている傾向にあり、法定労働時間は短く、残業時間が多いという結果になっている。(図表3-2-3) また業種別では「金属、同製品」の残業時間が最も多く24.67時間、次いで「機械器具」が15.27時間となっている。なお全国の平均は

図表3-3-2 雇用調整の方法

	残業規制	一時帰休 (一時休業)	配置転換	他企業へ の出向	所定労働 時間の短縮	休日 の増	パート労働 者の再契約 中止・解雇	希望退職 者の募集	正社員 の解雇	中途採用 の削減・ 中止	新規卒 生の採用 削減・中止	その他
和歌山県	32.1	7.1	10.7	3.6	7.1	28.6	14.3	-	25.0	14.3	14.3	3.6
製造業	42.9	14.3	7.1	-	14.3	35.7	14.3	-	21.4	7.1	14.3	-
非製造業	21.4	-	14.3	7.1	-	21.4	14.3	-	28.6	21.4	14.3	7.1
全 国	30.6	6.0	14.3	4.3	8.9	15.5	13.9	10.9	27.3	16.1	20.0	3.7

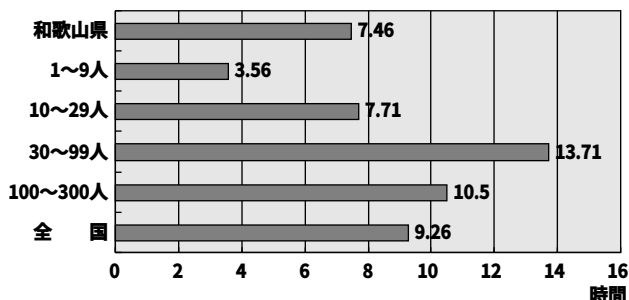
4. 退職金制度

(1) 退職金制度の有無

和歌山県全体で、退職金制度が「ある」と回答した事業所が83.7%、「ない」と回答した事業所が16.3%

9.26時間であった。

図表3-2-3 月平均残業時間(従業員1人あたり) 規模別

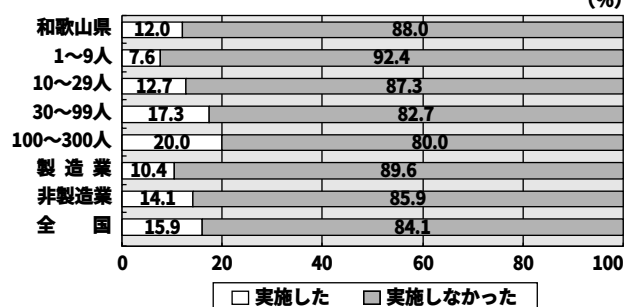


3. 雇用調整

(1) 雇用調整の実施状況

従業員規模別にみると、従業員規模に比例して、雇用調整の実施割合が高く、「100～300人」が20%、「30～99人」が17.3%、「10～29人」が12.7%、「1～9人」が7.6%となっている。また製造業は10.4%、非製造業で14.1%となっている。

図表3-3-1 雇用調整実施の有無



(2) 雇用調整の方法

製造業では「残業規制」が最も多く、42.9%となっている。一方、非製造業では「正社員の解雇」が最も多く、28.6%となっている。和歌山県全体でみると、「残業規制」が32.1%、ついで「休日の増加」28.6%、「解雇」が25%の順となっている。

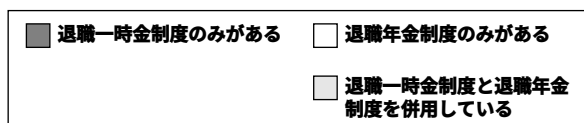
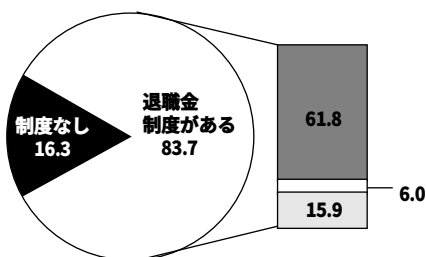
であった。「ある」と回答した事業所のうち「退職一時金制度のみがある」が61.8%であった。従業員規模別にみると従業員規模に比例して制度がある割合が高く、「100～300人」が100%、「30～99人」が

94%、「10～29人」が85.2%、「1～9人」が74.7%となっている。

図表3-4-1 退職金制度の有無

(%)

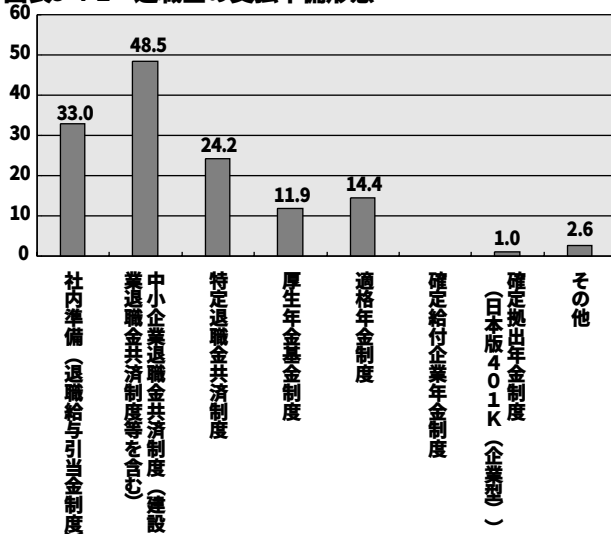
	退職一時金制度のみがある	退職年金制度のみがある	退職一時金制度と退職年金制度を併用している	退職金制度はない
和歌山県	61.8	6.0	15.9	16.3
1～9人	61.5	5.5	7.7	25.3
10～29人	60.5	6.2	18.5	14.8
30～99人	62.7	7.8	23.5	5.9
100～300人	70.0	-	30.0	-
製造業	61.9	5.2	14.9	17.9
非製造業	61.6	7.1	17.2	14.1
全国	54.9	7.5	22.3	15.2



(2) 退職金の支払準備形態

退職金制度があると回答した事業所の支払準備形態は、「中小企業退職金共済制度（建設業退職金共済制度等を含む）」が最も多く48.5%、ついで「社内準備（退職給付引当金制度）」が33%、「特定退職金共済制度」が24.2%となっている。

図表3-4-2 退職金の支払準備形態

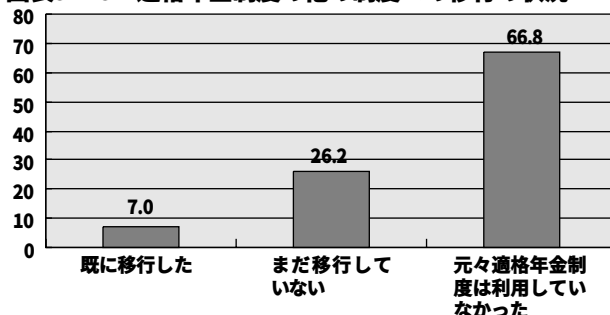


(3) 適格年金制度の他の制度への移行の状況

適格年金制度からの移行については、和歌山県全体で「元々適格年金制度は利用していなかった」が66.8%と最も多く、「まだ移行していない」が26.2%、「既に移行した」が7%であった。

その移行先は、「検討中」が55.6%、ついで「中小企業退職金共済制度（建設業退職金共済制度等を含む）」が24.4%、「解約・企業年金制度の廃止」が11.1%となっている。

図表3-4-3 適格年金制度の他の制度への移行の状況



5. 定年制及び雇用継続制度

(1) 定年制の有無

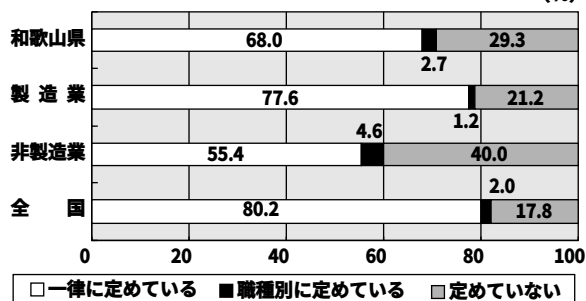
定年制については、和歌山県全体で「一律に定めている」が68%、「職種別に定めている」が2.7%、「定めていない」が29.3%であった。

業種別にみると「一律に定めている」が製造業の「出版・印刷・同関連」、「窯業・土石」、「金属・同製品」、「機械器具」及び「運輸業」で共に100%となっており、規模別では「100～300人」が100%となっている。

また年齢をみると、60歳が93.8%、65歳が5.2%となっている。

図表3-5-1 定年制の有無

(%)

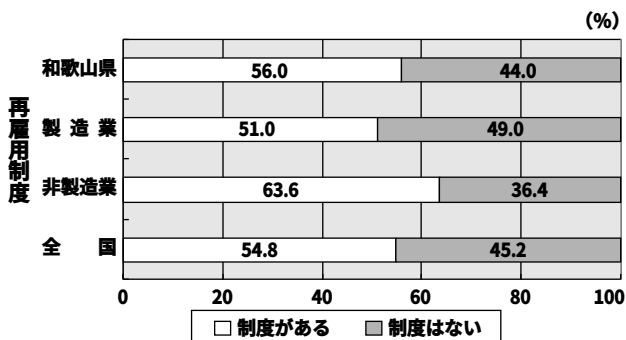
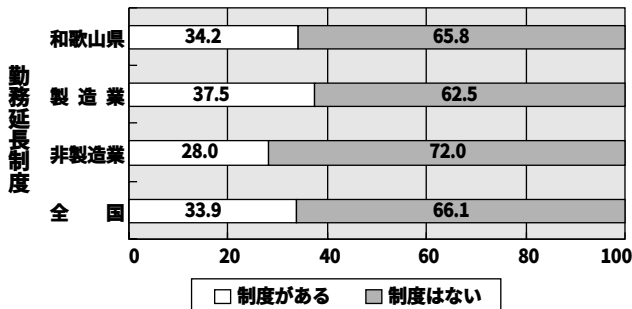


(2) 勤務延長制度又は再雇用制度の有無

定年到達者に対する勤務延長制度が「ある」と回答があった事業所は和歌山県全体で、34.2%、そのうち「最高年齢を定めている」が68%であった。その平均最高年齢は65歳となっている。

また再雇用制度が「ある」と回答があった事業所は和歌山県全体で56%、そのうち「最高年齢を定めている」が44.4%であった。その平均最高年齢は64.9歳となっている。

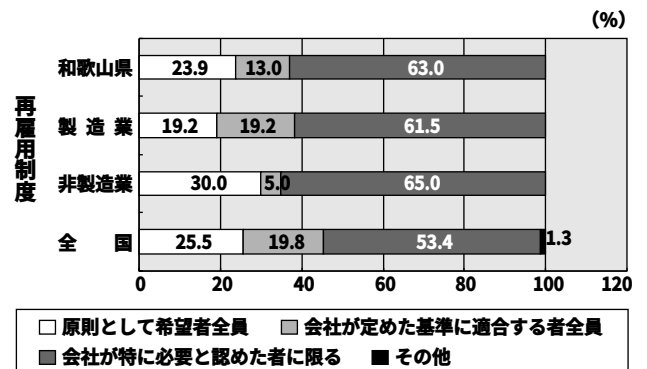
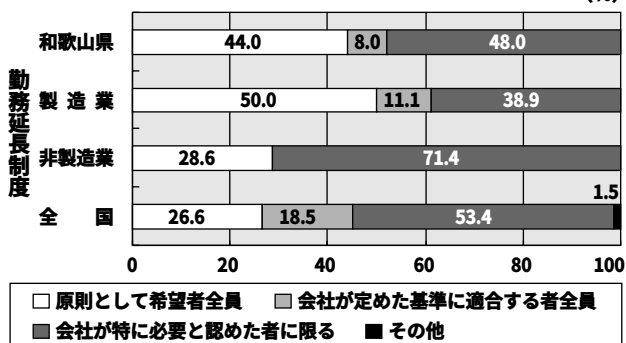
図表3-5-2 勤務延長制度又は再雇用制度の有無 (%)



(3) 対象者の範囲

勤務延長制度対象者の範囲は和歌山県全体で、「会社が特に必要と認めた者に限る」が48%、「原則として希望者全員」が44%であった。また再雇用制度対象者の範囲は県全体で、「会社が特に必要と認めた者に限る」が63%、次いで「原則として希望者全員」が23.9%となっている。

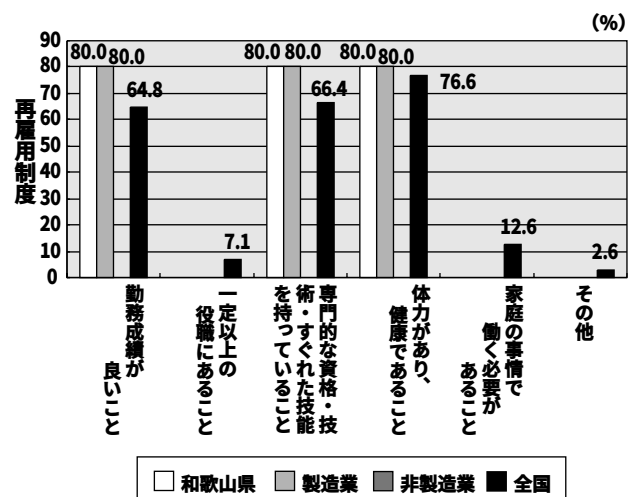
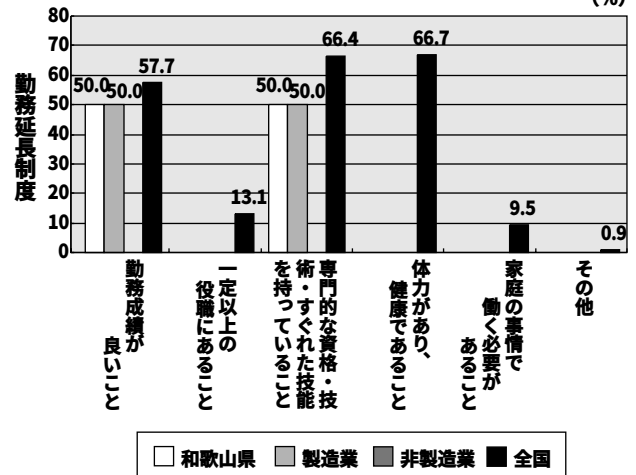
図表3-5-3 制度適用対象者の範囲 (%)



(4) 基準

勤務延長者の基準については「勤務成績が良いこと」、「専門的な資格・技術・すぐれた技能を持っていること」がそれぞれ50%であった。また再雇用者の基準については「勤務成績が良いこと」、「専門的な資格・技術・すぐれた技能を持っていること」、「体力があり、健康であること」がそれぞれ80%であった。

図表3-5-4 基準 (%)

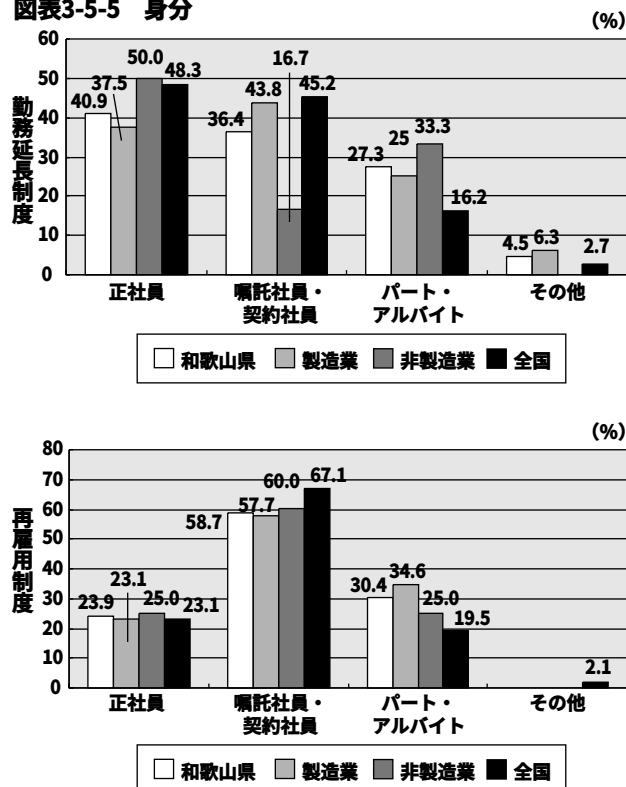


(5) 身分

勤務延長者の身分は「正社員」が40.9%、次いで「嘱託社員・契約社員」が36.4%、「パート・アルバイト」が27.3%となっている。

また再雇用者の身分については「嘱託社員・契約社員」が58.7%、次いで「パート・アルバイト」が30.4%、「正社員」が23.9%となっている。

図表3-5-5 身分



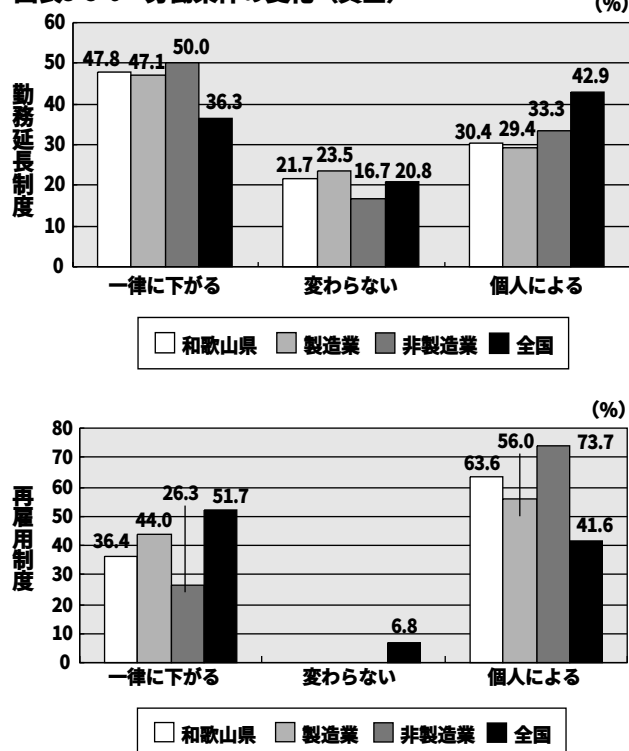
(6) 労働条件

勤務延長者及び再雇用者の定年時と比較した労働条件は、次のとおりである。

a、賃金

賃金については、勤務延長者は「一律に下がる」が47.8%で、次いで「個人による」が30.4%であった。その「一律に下がる」とする事業所の平均減少率は31%となっている。また再雇用者の賃金の変化は「個人による」が63.6%、「一律に下がる」が36.4%であった。「一律に下がる」の平均減少率は26.5%となっている。

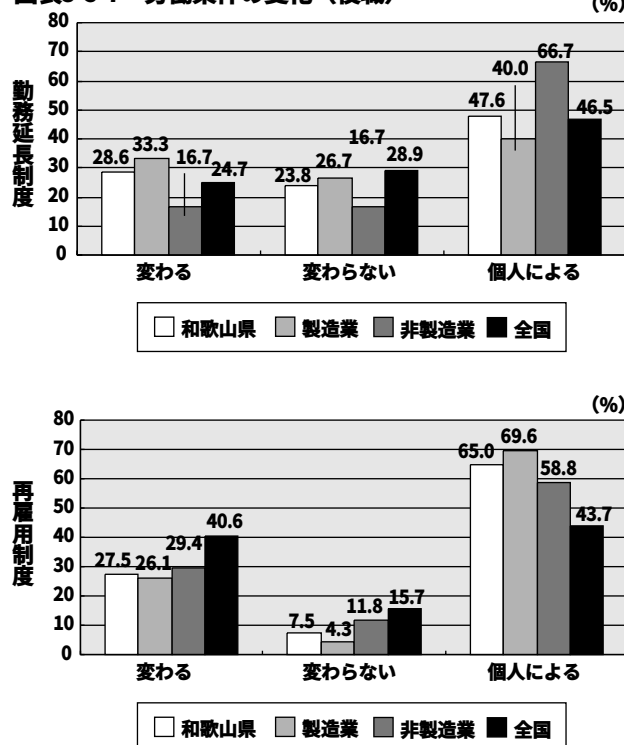
図表3-5-6 労働条件の変化（賃金）



b、役職

勤務延長者の役職の変化については「個人による」が47.6%、次いで「変わる」が28.6%となっている。また再雇用者については「個人による」が65.0%、「変わる」が27.5%であった。

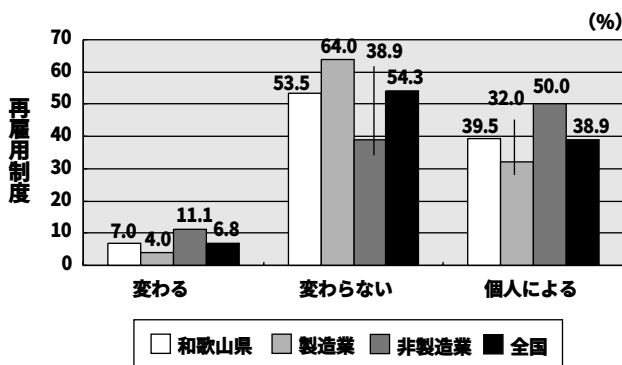
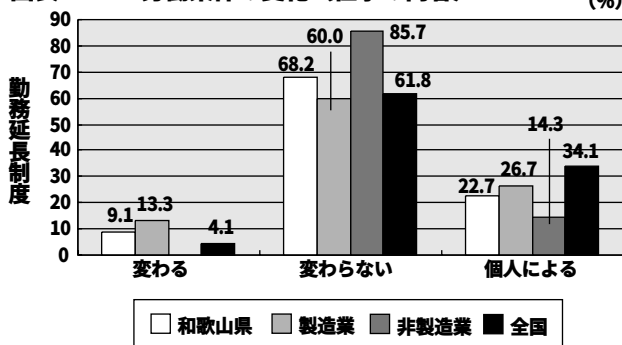
図表3-5-7 労働条件の変化（役職）



c、仕事の内容

勤務延長者の仕事の内容の変化については「変わらない」が68.2%、次いで「個人による」が22.7%となっている。また再雇用者については「変わらない」が53.5%、「個人による」が41.9%となっている。

図表3-5-8 労働条件の変化（仕事の内容）

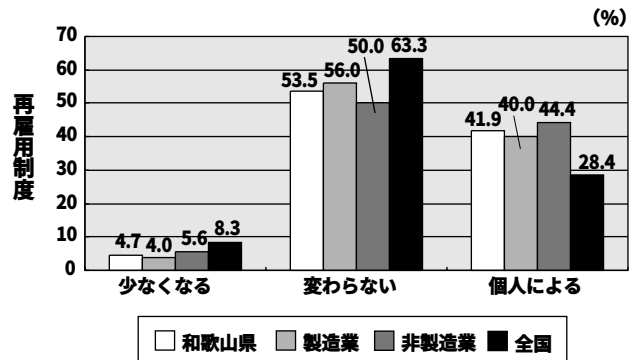
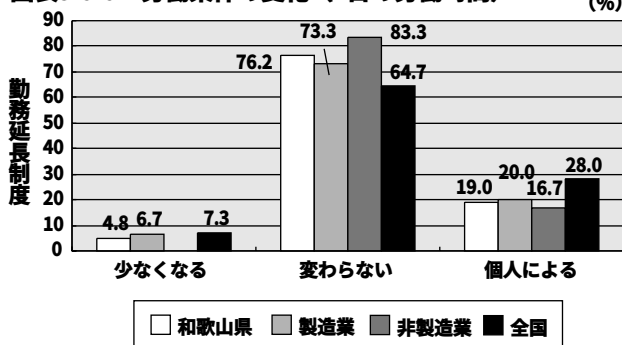


d、1日の労働時間

勤務延長者の1日の労働時間の変化については「変わらない」が76.2%、次いで「個人による」が19%となっている。「少なくなる」は4.8%となっており、その事業所の1日の平均労働時間は6時間であった。

また再雇用者については「変わらない」が53.5%、「個人による」が41.9%、「少なくなる」が4.7%の順となっており、「少なくなる」の事業所の1日の平均労働時間は6時間であった。

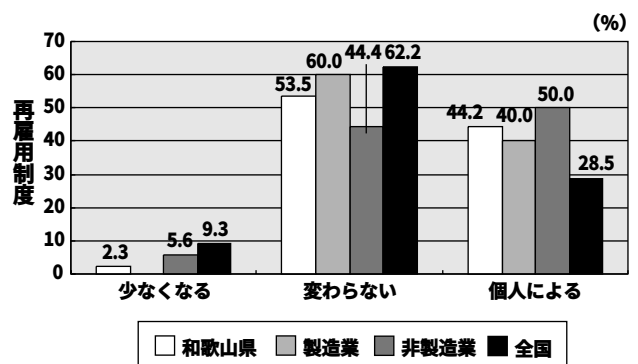
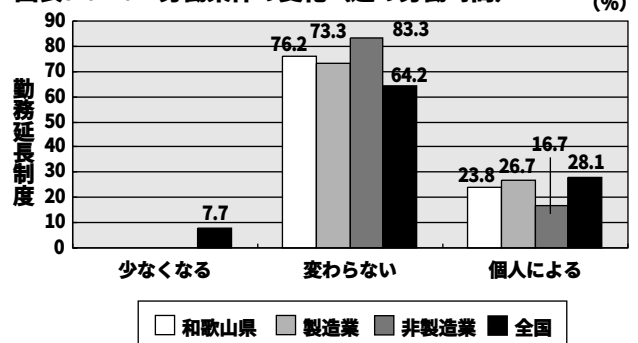
図表3-5-9 労働条件の変化（1日の労働時間）



e、週の労働日数

勤務延長者の週の労働日数の変化については「変わらない」が76.2%、次いで「個人による」が23.8%となっている。また再雇用者については「変わらない」が53.5%、「個人による」が44.2%、「少なくなる」が2.3%となっており、「少なくなる」の週の平均労働日数は5日であった。

図表3-5-10 労働条件の変化（週の労働時間）



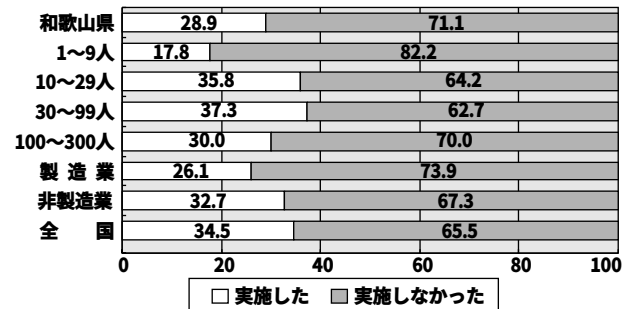
6. 賃金制度

(1) 賃金制度の改定の有無

過去5年以内の賃金制度の改定については和歌山県全体では「実施した」が28.9%、「実施しなかった」が71.1%となっている。製造業では26.1%、非製造業では32.7%の企業が賃金制度の改定を行っている。

図表3-6-1 賃金制度改定の有無

(%)



(2) 賃金制度改定の内容

賃金制度の改定内容については和歌山県全体では「基本給の職能給的要素のウエイトを高めた」が32.8%と一番高く、次いで「基本給の業績・成果給的要素のウエイトを高めた」が26.9%、「定期昇給制度を廃止した」が22.4%となっている。

図表3-6-2 改定内容

(%)

	基本給の職能給的要素のウエイトを高めた	基本給の職務給的要素のウエイトを高めた	基本給の業績・成果給的要素のウエイトを高めた	基本給の年齢・勤続給的要素のウエイトを高めた	定期昇給制度の給を拡大した	定期昇給制度の給を縮小した	定期昇給制度を廃止した	生活手当（家族手当、住宅手当など）を充実させた	生活手当（家族手当、住宅手当など）を縮小した	生活手当（家族手当、住宅手当など）を廃止した	職能給制度を導入した	役割・職務給制度を導入した	年俸制を導入した	複利金系を導入した	年給・月給・分給を廃止した	その他の
和歌山県	32.8	9.0	26.9	-	1.5	17.9	22.4	7.5	10.4	7.5	9.0	9.0	4.5	1.5	1.5	6.0
製造業	37.1	8.6	37.1	-	2.9	11.4	25.7	5.7	5.7	5.7	11.4	8.6	5.7	-	2.9	5.7
非製造業	28.1	9.4	15.6	-	-	25.0	18.8	9.4	15.6	9.4	6.3	9.4	3.1	3.1	-	6.3
全 国	27.1	11.1	28.9	3.0	1.9	19.6	23.3	5.3	11.8	8.5	8.9	9.0	5.7	0.4	3.4	7.5

7. 新規学卒者の採用

(1) 新規学卒者の初任給

平成16年新規学卒者の和歌山県平均初任給は、図表3-7-1のとおりである。加重平均でみると、高校卒では「技術系」145,774円、「事務系」140,817円となっており、専門学校卒では「技術系」160,729円、短大卒（含高専）では「技術系」171,400円、大卒では「技術系」181,733円「事務系」172,409円となっている。



図表3-7-1 新規学卒者の初任給（加重平均）

（単位：円）

新規学卒者の初任給	技術系	事務系
高 校 卒		
和歌山県	145,774	140,817
製造業	146,517	139,219
非製造業	135,000	160,000
全 国	152,309	146,509
専 門 学 校 卒		
和歌山県	160,729	-
製造業	152,600	-
非製造業	163,439	-
全 国	162,442	159,067
短大（含高専）卒		
和歌山県	171,400	-
製造業	171,400	-
非製造業	-	-
全 国	166,138	162,180
大 学 卒		
和歌山県	181,733	172,409
製造業	180,900	172,409
非製造業	193,396	-
全 国	189,353	184,149

※加重平均とは、各事業所毎の一人当たり平均初任給に採用人数を乗じて得た数値の総和を採用人数の総和で除した数値

(2) 新規学卒者の採用充足状況

新規学卒者の採用人数を見ると図表3-7-2のとおりである。技術系全体では93.6%、一方事務系では94.7%の充足率となっている。

図表3-7-2 新規学卒者の採用充足状況

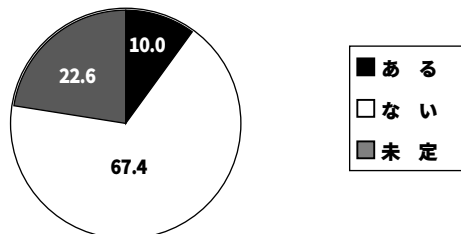
(充足率%)

		合 計			技 術 系			事 務 系		
		事業所数	採用計画人数	採用実績人数	事業所数	採用計画人数	採用実績人数	事業所数	採用計画人数	採用実績人数
高校卒	和歌山県	23	45	44	16	32	31	8	13	13
	製造業	20	42	41	14	30	29	7	12	12
	非製造業	3	3	3	2	2	2	1	1	1
専門学校卒	和歌山県	4	8	8	4	8	8	-	-	-
	製造業	1	2	2	1	2	2	-	-	-
	非製造業	3	6	6	3	6	6	-	-	-
短大卒	和歌山県	5	5	5	5	5	5	-	-	-
	製造業	5	5	5	5	5	5	-	-	-
	非製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大学卒	和歌山県	11	24	20	7	18	15	5	6	5
	製造業	10	23	19	6	17	14	5	6	5
	非製造業	1	1	1	1	1	1	-	-	-

(3) 平成17年3月新規学卒者の採用計画

平成17年3月新規学卒者の採用計画は和歌山県全体で「ある」が10%、「ない」が67.4%、「未定」が22.6%となっている。学歴別にみると「大学卒」が39.7%と最も多く、次いで「高校卒」が38.1%、「専門学校卒」が17.4%、「短大卒(含高専)」が4.8%となっている。

図表3-7-3 平成17年3月新規学卒者の採用計画



8. 賃金の改定状況について

(1) 賃金改定の実施状況

平成16年1月1日から7月1日までの間に賃金の改定の実施状況を調査したところ、和歌山県では「引き上げた」が28%であった。「7月以降引き上げる予定」を合わせると29.7%となる。一方「今年は実施しない」と回答した事業所は36%であった。規模別にみると、規模の大きい事業所ほど「引き上げた」とする比率が高くなっている。業種別には「引き上げた」とする比率の高い業種は、「情報通信業」100%、「化学工業」66.7%、「機械器具」66.7%となっている。

図表3-8-1 賃金改定実施状況 (規模別)

(%)

	引き上げた	引き下げた	今年は実施しない(凍結)	7月以降引き上げる予定	7月以降引き下げる予定	未定
和歌山県	28.0	2.5	36.0	1.7	1.3	30.5
1~9人	12.0	4.3	47.8	-	1.1	34.8
10~29人	30.5	2.4	31.7	-	1.2	34.1
30~99人	42.3	-	26.9	7.7	1.9	21.2
100~300人	80.0	-	10.0	-	-	10.0
全 国	27.2	4.6	34.5	3.0	1.2	29.5

図表3-8-2 賃金改定実施状況 (業種別)

(%)

	引き上げた	引き下げた	今年は実施しない(凍結)	7月以降引き上げる予定	7月以降引き下げる予定	未定
和歌山県	28.0	2.5	36.0	1.7	1.3	30.5
製造業 計	31.9	0.7	35.6	3.0	-	28.9
食料品	30.2	-	39.5	2.3	-	27.9
繊維・同製品	-	-	61.1	-	-	38.9
木材・木製品	26.1	4.3	34.8	4.3	-	30.4
出版・印刷・関連業	-	-	50.0	12.5	-	37.5
窯業・土石	-	-	60.0	-	-	40.0
化学工業	66.7	-	25.0	-	-	8.3
金属・同製品	57.1	-	7.1	-	-	35.7
機械器具	66.7	-	8.3	8.3	-	16.7
その他	-	-	-	-	-	-
非製造業 計	22.8	5.0	36.6	-	3.0	32.7
情報通信業	100	-	-	-	-	-
運輸業	-	16.7	33.3	-	-	50.0
建設業	15.4	3.8	34.6	-	3.8	42.3
総合工事業	-	-	22.2	-	-	77.8
職別工事業	-	50.0	-	-	50.0	-
設備工事業	26.7	-	46.7	-	-	26.7
卸・小売業	27.5	2.5	37.5	-	2.5	30.0
卸売業	5.6	5.6	50.0	-	5.6	33.3
小売業	45.5	-	27.3	-	-	27.3
サービス業	25.0	7.1	39.3	-	3.6	25.0
対事業所サービス業	62.5	12.5	-	-	-	25.0
対個人サービス業	10.0	5.0	55.0	-	5.0	25.0
全 国	27.2	4.6	34.5	3.0	1.2	29.5

(2) 平均昇給

和歌山県全体でみると製造業での平均昇給額は3,160円で昇給率は1.25%、非製造業の平均昇給額は1,773円で昇給率は0.7%であった。

図表3-8-3 平均昇給 (規模別)

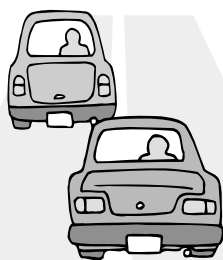
(円)

	平均・賃金	平均・昇給額	平均・昇給率
和歌山県	255,434	2,666	1.05
1~9人	271,729	2,106	0.78
10~29人	261,545	1,819	0.7
30~99人	249,222	3,159	1.28
100~300人	258,827	2,487	0.97
全 国	250,370	2,160	0.87

図表3-8-4 平均昇給 (業種別)

(円)

	平均・賃金	平均・昇給額	平均・昇給率
和歌山県	255,434	2,666	1.05
製造業 計	254,984	3,160	1.25
食料品	199,610	4,309	2.21
繊維・同製品	260,841	0	0
木材・木製品	229,815	2,063	0.91
出版・印刷・関連業	287,301	0	0
窯業・土石	311,347	0	0
化学工業	277,486	3,192	1.16
金属・同製品	256,158	4,897	1.95
機械器具	274,632	3,622	1.34
その他	-	-	-
非製造業 計	256,250	1,773	0.7
情報通信業	-	-	-
運輸業	238,393	-16,071	-6.32
建設業	278,326	-1,388	-0.5
総合工事業	-	-	-
職別工事業	245,000	-23,000	-8.58
設備工事業	291,656	7,256	2.55
卸・小売業	253,472	2,563	1.02
卸売業	274,912	681	0.25
小売業	247,544	3,084	1.26
サービス業	263,623	2,282	0.87
対事業所サービス業	255,962	4,166	1.65
対個人サービス業	269,133	927	0.35
全 国	250,370	2,160	0.87



スタートしました！

自動車リサイクル法

年間約400万台も排出される使用済自動車は、有用金属・部品を含み資源として価値が高いものであるため、従来は解体業者や破砕業者において売買を通じて流通し、リサイクル処理が行われてきました。

他方、産業廃棄物最終処分場の逼迫により使用済自動車から生じるシュレッダーダストを低減する必要性が高まり、又、最終処分費の高騰、鉄スクラップ価格の低下や不安定な変動によるリサイクルシステムの機能不全、不法投棄・不適正処理の懸念も生じてきました。

こうした状況から、自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル等の適正処理を図るため、自動車リサイクル法が成立、平成17年1月1日本格施行されました。

Q 自動車リサイクル法って何？

A ゴミを減らし、資源を無駄にしないリサイクル型社会をつくるために、自動車メーカー・輸入業者、関連事業者、クルマの所有者、それぞれの役割を定め、クルマのリサイクルを進める法律です。クルマの所有者の皆様には、リサイクル料金のお支払いをお願いします。

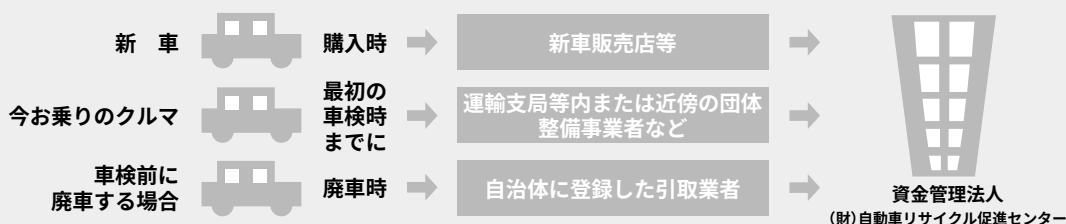
※原則としてすべての四輪自動車が対象です。（トラック・バスなどの大型車、商用車も含まれます）。

Q へえ、クルマのリサイクル法が始まるんだ。
で、リサイクル料金って、いくらなの？

A クルマのメーカー、車種によって、1台ごとに違います。シュレッダーダストの発生見込量やフロン類・エアバッグ類の装備状況などによって決まるんです。具体的な金額は、自動車メーカー・輸入業者各社が公表していますので、各社のホームページなどでご確認ください。

Q ふうん、料金はクルマごとに違うんだ。
リサイクル料金はいつ払えばいいの？

A リサイクル料金は2005年1月以降にお支払いいただきます。2005年1月以降に新車を購入する時は購入時にお支払いください。今お乗りのクルマは2005年1月以降の最初の車検時までに、車検を受けずに廃車する場合は廃車時にお支払いをお願いします。

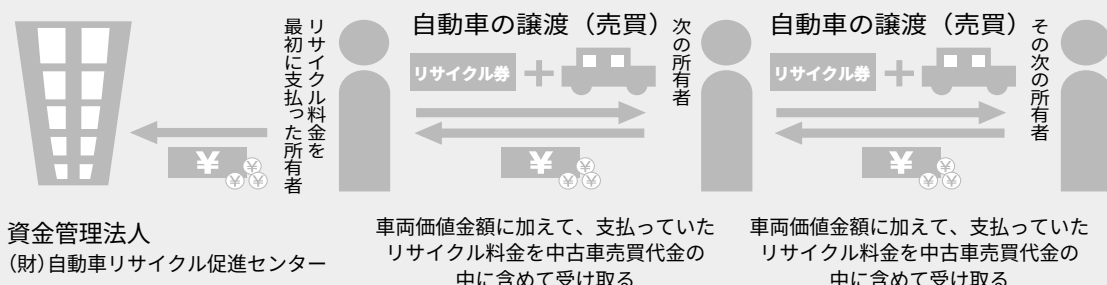


なお、車検時や廃車時のリサイクル料金の支払いは、整備事業者などに代行を依頼することができます。この場合、リサイクル料金とは別に手数料や費用がかかることがあります。

Q えっと、クルマ一台に対して、リサイクル料金は一回払えばいいの？
クルマを売ったりしたら、リサイクル料金はどうなるの？

A 資金管理人（財）自動車リサイクル促進センターへのリサイクル料金の支払いはクルマ1台につき原則1回限りです。また、リサイクル料金が支払い済みのクルマを、廃車ではなく中古車として売った場合は、車両価値金額に加えて、支払っていたリサイクル料金を中古車売買代金の中に含めて、次の所有者から受け取るようになります。

※なお、リサイクル料金支払い済のクルマを中古車として輸出した場合は、一定の手数料を差し引いた上で申請に応じて支払っていたリサイクル料金が資金管理人から返還されます。



Q ってことは、見かけ上は廃車する人がリサイクル料金を負担したことになるんですね。
ところで、私たちが支払うリサイクル料金って結局何に使われるの？

A クルマのリサイクルの障害になっているシュレッダーダスト、フロン類、エアバッグ類のリサイクルと適正処理のために使われます。また料金の一部は、リサイクル料金の管理や、廃車処理の情報管理にも使われます。
大切な地球環境を守るために、クルマの所有者に果たしていただく重要な役割だということにご理解をお願いいたします。

Q 地球環境を守るのは、私たちひとりひとりの役目だもんね。
ところで、クルマを廃車にする時に何が気をつけないといけないことはあるの？

A クルマを廃車にする時は、自治体の登録を受けた引取業者に渡してください。この時に車検の期間が残っている場合は、申請により残期間に応じて自動車重量税が還付されます。

育児・介護休業法が改正されました！

～平成17年4月1日の施行です。～

和歌山労働局雇用均等室

次世代育成支援を進めていく上でも大きな課題となっている育児や介護を行う労働者の仕事と家庭の両立をより一層推進するために、育児・介護休業法が改正されました。

■改正のポイント

1. 育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大
2. 育児休業期間の延長
3. 介護休業の取得回数制限の緩和
4. 子の看護休暇の創設

＊改正法、説明会に関するお問い合わせは

和歌山労働局雇用均等室（073-421-6157）まで。

和歌山労働局では、改正育児・介護休業法等について下記により説明会を開催いたします。是非ご参加ください。

【改正育児・介護休業法等説明会】

〈和歌山会場〉

- ・平成17年2月16日（水）
午後1時30分～3時30分
- ・県民交流プラザ和歌山ビッグ愛 大ホール（和歌山市手平2-1-2）

〈田辺会場〉

- ・平成17年2月23日（水）
午後1時30分～3時30分
- ・田辺商工会議所 大会議室（田辺市新屋敷町1）

〈橋本会場〉

- ・平成17年2月18日（金）
午後1時30分～3時30分
- ・和歌山県伊都振興局 会議室（橋本市市脇4-5-8）

〈新宮会場〉

- ・平成17年2月25日（金）
午後1時30分～3時30分
- ・新宮商工会議所 大ホール（新宮市井の沢3-8）

平成17年度 全国中央会

このたび、平成17年度全国中央会事業のなかで、当県の組合等においても活用することが可能な補助事業が、近く募集開始されることになりました。

つきましては、募集の概要について事前にお知らせしますので、是非活用につきご検討されま
すよう、ご案内申し上げます。

1. 補助対象となる事業

対象となる補助事業は次のとおりです。

(1) 中小企業組合等活路開拓事業

イ. 事業の概要

中小企業が組合等を中心に、共同して新たな活路を見出すために実施する将来ビジョンの策定、そのビジョンの成果を具体的に事業化・実用化しようとする事業に対し支援を行います。

ロ. 補助金額

補助対象経費総額の10分の6以内であって、6,000千円を限度とします。

ハ. 補助対象予定数

30組合等

ニ. 事業担当部

全国中央会振興部

(2) 組合等情報ネットワークシステム等開発事業

イ. 事業の概要

組合等を基盤とした情報ネットワークシステムの構築、組合員向け業務用アプリケーションシステムの開発及びこれらシステムの普及のための事業に対し支援を行います。

ロ. 補助金額

補助対象経費総額の10分の6以内であって、10,800千円を限度とします。

ハ. 補助対象予定数

14組合等

ニ. 事業担当部

全国中央会情報部

(3) 組合等自主研修事業

イ. 事業の概要

組合等が、その組合員（会員）等を対象に研修を行うことにより、組合等の人材養成を促進するために実施する事業に対し支援を行います。

ロ. 補助金額

補助対象経費総額の10分の6以内であって、180千円を限度とします。

ハ. 補助対象予定数

70組合等

ニ. 事業担当部

全国中央会振興部

(4) 組合等Web構築支援事業

イ. 事業の概要

Webサイトを構築し、組合情報、組合員企業情報等を広く発信し、業界の活性化及び個別企業の新たなビジネスチャンスの創出を図る事業に対し支援を行います。

ロ. 補助金額

補助対象経費総額の10分の6以内であって、420千円を限度とします。

ハ. 補助対象予定数

90組合等

ニ. 事業担当部

全国中央会情報部

補助事業募集案内

2. 補助対象組合等の範囲

本事業の補助対象となる組合等は、原則として設立後1年以上を経過した次の組合等です。

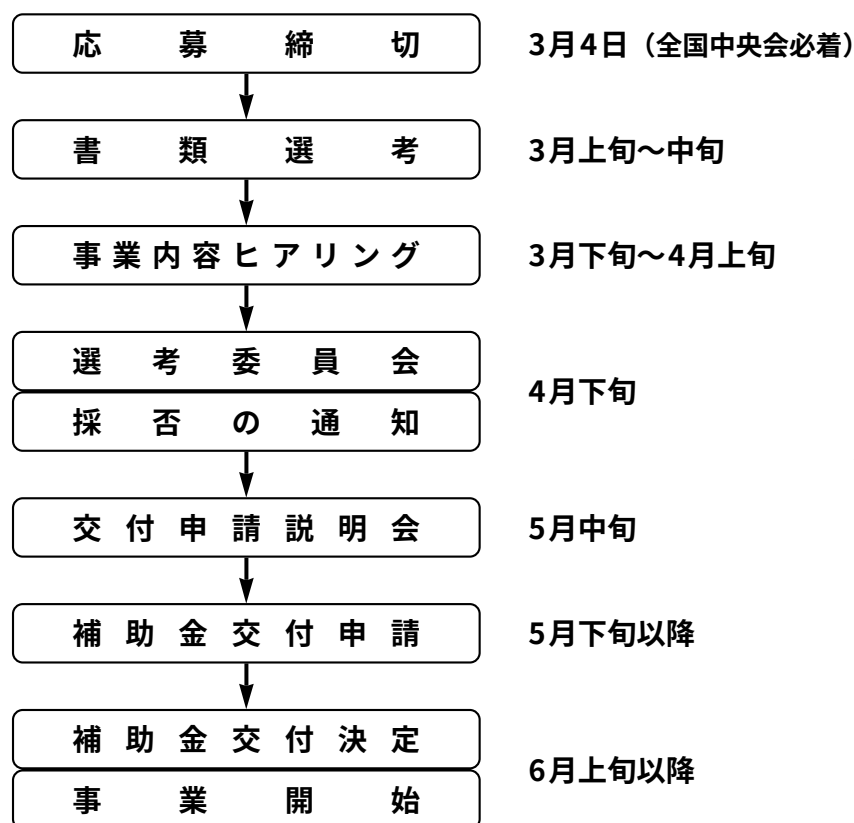
事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合（連合会を含む。）、生活衛生同業組合（連合会を含む。）、公益法人、共同出資会社、任意グループ（一部の事業は応募不可）

3. 補助対象組合等の募集

補助対象組合等の募集については、全国中央会が各事業ごとに作成する「募集要綱」等により公募します。

「募集要綱」は、全国中央会ホームページ (<http://www.chuokai.or.jp/>) に、掲載しています。

なお、平成17年度の募集から交付決定までの日程（予定）は次のとおりです。



※注1 左記の日程は予定ですので、変更する場合があります。

注2 「事業内容ヒアリング」は、「中小企業組合等活路開拓事業」及び「組合等情報ネットワークシステム等開発事業」を実施する組合等に対するものです。「組合等自主研修事業」及び「組合等Web構築支援事業」は書類選考のみで、ヒアリングは行っておりません。

4. 補助対象組合等の選定

補助対象組合等の選考のため、全国中央会に「補助対象組合等選考委員会」を設置します。

応募組合に対しては、事業内容について書類選考及びヒアリングを行い、その内容が本事業の趣旨に合致し、かつ、効果的な実施が可能であると認められるもののうちから、より緊急度の高いものを選考委員会の審査を経て、補助対象として選定します。

※この事業は、全国中央会事業ですが、実施にあたっては、書類作成や事業運営指導などについて、都道府県中央会が支援・協力して行うことになっております。

※事業ごとに「募集要綱」の内容が違います。それぞれの事業の「募集要綱」の内容につきましては和歌山県中央会にお問い合わせください。

※この事業に関するお問い合わせは、和歌山県中央会まで。TEL（073）431-0852

和歌山 くみあい 祭り

平成17年3月12日(土)・13日(日)
午前10時～午後4時30分
(13日は4時まで)

和歌山地域地場産業振興センター

[和歌山市紀三井寺856] 1F 展示場



官公需ニュース



平成16年度第4四半期の発注計画について、下記の機関より提供がありました。

官 公 庁 名 国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所

住 所 和歌山市砂山南3-1-15

電 話 073-424-2471

U R L <http://www.ppi.go.jp/>

品 目 (特定品目)	調 達 内 容					発注1回当 たり平均 発注数料 (金額)	品 質 上 特に要求 される 条 件 等	中小企業 の受注の 可 能 性	備 考
	数量・ 金額	規格仕様	入札方法	時期 (予定)	入札・ 納入場所				
印 刷	未 定 (四半期 に1回程 度入札)	封 筒、 様 式、 シ ー ル	指名競争	未 定	当 事 務 所	約50万	既仕様 のもの と 同	可 能	中小企業 のみで 入札予定

官 公 庁 名 近畿管区警察局和歌山県情報通信部

住 所 和歌山市小松原通1丁目1番地

電 話 073-423-0110

品 目 (特定品目を除く物品)	調 達 内 容				備 考
	数量・金額	規格仕様	入札期日	入札・納入場所	
デジタル無線送信機テスト	3個	APR形	平成17年1月	当該事務所	
デジタル信号発生器	3個	APR形	平成17年1月		

平成16年度第3四半期の落札結果について、下記の機関より提供がありました。

官 公 庁 名 近畿管区警察局和歌山県情報通信部

住 所 和歌山市小松原通1丁目1番地

電 話 073-423-0110

品 目	調 達 内 容							備 考
	数量・金額	規格仕様	落札金額	契約月	入札方法	納入期間	納入場所	
串本警察署通信機器等 整備工事	一式		7,350,000	平成16年 11月	一般競争 入札	平成17年 1月23日	西牟婁郡串本町 串本1779	

【2日間の開催内容】

県内中小企業組合等の活動成果を広くご紹介し県内外の方々に和歌山産品の魅力を再確認して頂きます。

- ◆ 地場産業展示コーナー・地場産業販売コーナー
- ◆ 組合活動事例紹介コーナー（ＤＶＤ放映）
- ◆ 実演・体験コーナー（伝統工芸、専門技術紹介）

- 再織り実演・体験・・・紀州繊維工業協同組合
- レザークラフト体験・・・和歌山県製革事業協同組合
- 蒔絵体験・・・和歌山県漆器商工業協同組合
- 彫金実演・・・和歌山県板金工業組合（青年部・婦人部）
- 魔法プレート制作体験・・・和歌山県自動車整備振興会
- 桐材で小物作り体験・・・紀州桐箆笥協同組合



官 公 庁 名 和歌山地方裁判所
住 所 和歌山市二番丁1番地

電 話 073-422-4191

品 目	調 達 内 容							備 考
	数量・金額	規格仕様	落札金額	契約月	入札方法	納入期間	納入場所	
和歌山地方裁判所 ボイラー運転業務委託			900,000	平成16年 11月	一般競争 入札	平成16年11月15日 ～平成17年3月31日	和歌山地方 裁判所	

官 公 庁 名 和歌山行政評価事務所
住 所 和歌山市九番丁11番地

電 話 073-431-8221

品 目	調 達 内 容							備 考
	数量	規格仕様	落札金額	契約月	入札方法	納入期間	納入場所	
外衣・下着類 （イベントブルゾン）	15	ナイロン 100%	49,927	平成16年 10月	随 時	13日	和歌山行政評価事務所	
事務用品 （パイプ式ファイルA4）	A4 10冊	グリーン購入 法に適合	5,124	10月	随 時	1日	〃	
事務用品 （メンディングテープ）	10巻	18mm×50m	4,800	10月	随 時	1日	〃	
事務用品 （ゴム印）	4個	グリーン購入 法に適合	2,278	9月	随 時	10日	〃	
事務用品 （ゴム印）	2個	グリーン購入 法に適合	483	11月	随 時	13日	〃	
事務用品 （カラーレーザープリンタ用 トナーカートリッジ）	1本	リサイクル品	11,865	10月	随 時	2日	〃	

モデル組合助成事業実施対象組合



モデル組合助成事業とは、小企業者組合（※）のうち、他の模範となる組合をモデル組合に指定し、当該組合が行う講習会や業界情報誌の発行に対する助成、パンフレットを作成し他の組合に対して広く紹介する事を目的とした事業です。

今年度は和歌山県建築設計監理協同組合、協同組合ジオットデザインが指定を受けています。

（※）常時使用する従業員の数が5人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については2人）以下の会社及び個人。

～講習会の開催～

和歌山県建築設計監理協同組合は「進化する木造」をテーマに県産木材を広く活用するための講習会を開催しました。

協同組合ジオットデザインは「IHとガス」をテーマにより適格に消費者に提案できることを目的に講習会を開催しました。

～パンフレットの作成～

パンフレットの作成の目的は、他の組合に対して紹介することはその一つではありますが、今回紹介した2組合では、官公需適格組合であることのアピールもまた然りです。



モデル組合への助成等、中央会では今後より密に、支援事業を展開していく予定です。

和歌山県建築設計監理協同組合
和歌山市ト半丁38番地 建築士会館内
TEL 073-436-5364 FAX 073-436-5394

協同組合ジオットデザイン
田辺市中万呂869番地43号 (株)フジ設計内
TEL 0739-26-0337 FAX 0739-26-3747

シニアパワーの活用

～65歳まで働ける社会をめざして～



本会では、経験豊かな高齢者の方が意欲と能力がある限り積極的に働けることを目的とした「65歳継続雇用達成事業」に取り組んでいます。

60歳代の経験豊かな人材を活用することで、今後不足が予想される人材を確保することができ、また事業所にとって大切な技能継承のチャンスも増えることになります。

そのためにも、高齢者が希望すれば継続して働ける環境を今から整えておく必要があります。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の概要

(1)定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による
高年齢者の安定した雇用の確保

①定年（65歳未満のものに限る。）の定めをしている事業主について、65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は定年の定めの廃止のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければならないこととする。

ただし、継続雇用制度の対象となる高年齢者に関する基準を労使協定により定めたときは、希望者全員を対象としない制度も可能とする。

なお、施行より政令で定める日までの間（当面大企業は3年間、中小企業は5年間）は、

労使協定ではなく就業規則等に当該基準を定めることを可能とする。

②高年齢者雇用確保措置に係る年齢（65歳）については、平成25年度までに段階的に引き上げる。

平成18年4月～平成19年3月

62歳

平成19年4月～平成22年3月

63歳

平成22年4月～平成25年3月

64歳

平成25年4月～

65歳



タクシー新サービスの 創出を目指して！

～ 和歌山県個人タクシー協同組合 ～

プロフィール

改正道路運送法の施行（平成14年）による規制緩和等で、タクシー事業においても料金体系やサービス形態などに、これまでのタクシーサービスを超えた独自性が求められる真の競争化時代を迎えています。

和歌山県個人タクシー協同組合では、タクシー新サービスの創出を目指して、「ドア・ツー・ドア」の利便性を提供し、身近で便利・好感の持てるタクシー業務を心がけています。



和田理事長

業界近況（現在の活動状況）について



大変厳しい環境の中、組合としても活路を求める対応策に追われていますが、昨年「高野・熊野」が世界遺産登録されたことから観光タクシー事業の更なる充実を目指しています。又、輸送提携による介護タクシー関連分野でのニーズの高まりに非

常に多忙を極めています。

個人タクシー業界においても、様々なニーズの変化を把握し、迅速に転換・対応できる瞬発力を身につけることが必須であると実感しているところです。

理事長から一言（組合PR）

一昨年の活路開拓ビジョン調査事業においては、観光タクシー事業のあるべき方向性を見出し、顧客ニーズを汲み取るシステムの確立に向けて意欲も新たにしています。今後は、福祉・輸送の充実にも力を入れ、更なる“安心・安全・快適な個人タクシー”を目指し、組合員一丸となって取り組んでいきます。



組合所在地	和歌山市栄谷164番地の4
T E L	073-451-3100
F A X	073-451-3101
設立年月日	昭和48年12月1日
組合員数	124名

全国先進組合事例

山形県

出前授業で山形の漬物と食文化を若い世代に

山形県漬物協同組合

所在地 〒990-0061
山形市五十鈴一丁目3-27
電話番号 023-631-5545
FAX番号 023-641-8597
組合員数 31人
出資金 155万円
設立 昭和45年7月

地区 山形県
主な業種 漬物製造・販売業
組織形態 産地組合
組合専従者 1人
専従理事 ー
URL
<http://www7.ocn.ne.jp/%7Erescue/tsukemono/index.htm>

県内の高校に組合員が出向いて、山形の漬物や食文化について授業を実施。山形の食文化の豊かさ、漬物と健康の関係を高校生が知るきっかけとなった

背景と目的

当県は、京都と並ぶ漬物文化があるにもかかわらず、県民に十分に理解されていなかった。一方、若い世代の漬物に対する理解も、古い固定観念に囚われていた。漬物の需要拡大のためには、まず漬物と食文化を正しく認識してもらうことが不可欠であった。

取り組みの内容

組合員が県内の高校に出向いて、漬物や食文化について授業（年3回）を実施した。授業では、個別企業の宣伝活動は一切行わず、業界全体のイメージアップと需要拡大を図ることにした。学校関係者からは好評を得ており、マスコミにも大きく取り上げられた。漬物の授業と合わせて、業界のイメージや就職に対する意識調査も実施した。

成果

受講した高校生の感想文によると、①山形の食文化の豊かさを見直した、②漬物と健康の関係を知った、③世界中に様々な漬物があることを知った、④各家庭の漬物が非常にレベルの高いものであることに気づいた、という声が多かった。また、マスコミにも大きく取り上げられ、業界のイメージアップに大きく貢献している。



▲ 出前授業

栃木県

米菓業界初！ネット販売で消費者ニーズを掴め

栃木県米菓商業協同組合

所在地 〒321-0973
宇都宮市岩曽町1327-1
電話番号 028-662-5330
FAX番号 028-662-5313
組合員数 15人
出資金 48.7万円
設立 昭和25年12月

地区 栃木県
主な業種 菓子製造販売業
組織形態 同業種同志型組合
組合専従者 1人
専従理事 -
URL <http://www.e-senbei.net/>

消費者との双方向の情報伝達を主目的に、業界初のネット共販サイト「いい煎餅だネット」を開設。新たな販路開拓と消費者ニーズを的確に捉えた新製品開発を目指す

背景と目的

景気低迷が続く中、米菓製造業の新たな活路として、消費者との直接対面による双方向の情報伝達手段が模索されてきた。当初、共同店舗（アンテナショップ）の設置を検討したが、資金や人的な面から困難との結論に達し、その代替えとして、インターネット上にショッピングサイトを開設する運びとなった。

取り組みの内容

組合の部会である直販部が中心となり、関連企業やコンサルティンググループの全面的な支援・協力を得て、総投資額60万円でインターネットショップ「いい煎餅だネット」を立ち上げた。ショッピングサイトとしての販売機能に加え、生活提案型の情報サイトとしての機能を前面に押し出し、メールマガジンの発行や商品購入者へのアフターフォローに力を入れている。ここから得られた消費者等の情報を基に、最新の需要動向や消費動向を把握し、顧客の多様な個性や嗜好に合わせたオリジナル商品を開発、販路拡大に繋げていく考えである。

成果

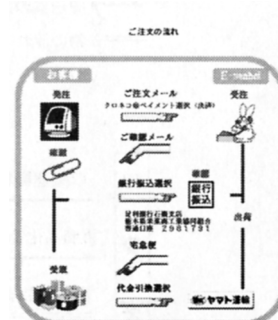
サイト開設後約5ヵ月を経過し、アクセス件数は約3万強、注文件数は約400件となっている。金額ベースでの実績はまだ僅かであるが、着実に増加傾向にある。現在でも一部の顧客はリピーターとして定着しており、繰り返し注文がきている。売上向上にインパクトを与えるほどの効果はないが、消費者の顔が見えないというメーカー特有の欠点をカバーする効果は、徐々に出てきている。特に新製品開発に際し、最終消費者のニーズが把握できる効果は多くの組合員が認めており、今後、これらネットから生まれた新たなコンセプトに基づく、新製品の販売に期待が集まっている。特に組合ブランドの商品を開発することによって、栃木米菓の「こだわり」をネットを通じ広くPRでき、全国的な販路拡大への足掛かりとなることも期待されている。



▲ トップ画面



▲ 商品一覧画面



▲ ショップの流れ

所在地 〒780-0056
高知市北本町2丁目2番12号
電話番号 088-875-8736
FAX番号 088-875-8736
組合員数 4人
出資金 80万円
設立 平成13年6月
地区 高知県

主な業種 マーケティングコンサルタント
業、接客・マナーコンサルタン
ト業、情報処理・提供サービス
業、託児所
組織形態 異業種連携組合
組合専従者 -
専従理事 -
URL <http://www.i-skills.co.jp/~jisedai/>

4人の女性創業者が起業化に向けた人材開発と能力開発の共同受注を目指し、組合を設立。今後は、組合員の持つ「幼児教育や学校教育」のノウハウのパッケージ化と事業化を図る

背景と目的

地域や企業において、起業化に向けた人材育成、能力開発、企業家育成が大きな課題・ニーズとなっていた。そこで、平成13年6月に4人の女性起業家が連携し、それらの課題・ニーズに対応することを目的に組合を設立した。

取り組みの内容

現在、①リーダー育成・企画力養成研修等による起業・開業支援研修、②接客・マナー・自己啓発支援研修、③IT・SOHO関連起業支援研修、④ベビーシッター等による児童保育・母親支援等を主要業務としており、4人が連携して地方公共団体、教育機関や企業等から研修業務等を共同受注している。

成果

平成13年度は売上高580千円、当期損失89千円、14年度は売上高2,114千円、当期損失40千円であった。売上高は伸びているものの、現在までのところ黒字化には至っていない。その原因としては、公的機関が開催している無料・低料金の起業化セミナー等があげられる。これを打開するため、「幼児教育や学校教育」をキーワードとした事業に期待が寄せられている。また、組合員間の相互研鑽やディスカッションの中で、経営や新事業展開のヒントが得られることも大きな成果である。



広島県

スケールメリットを活かした活動で業界を活性化

広島県自動車車体整備商工組合

所在地 〒733-0036
広島市西区観音新町1丁目18-9
第2菱興ビル5階

電話番号 082-292-2518

FAX番号 082-292-2519

組合員数 257人

出資金 257万円

設立 昭和46年6月

地区 広島県

主な業種 自動車車体整備業

組織形態 非産地型商工組合

組合専従者 3人

専従理事 -

URL <http://www.h-make.jp/index.htm>

自動車車体整備業者が環境変化に対応するため、スケールメリットを活かして、アイキャッチャーでのPRやITへの対応等を推進し、業界全体のレベルアップを目指す

背景と目的

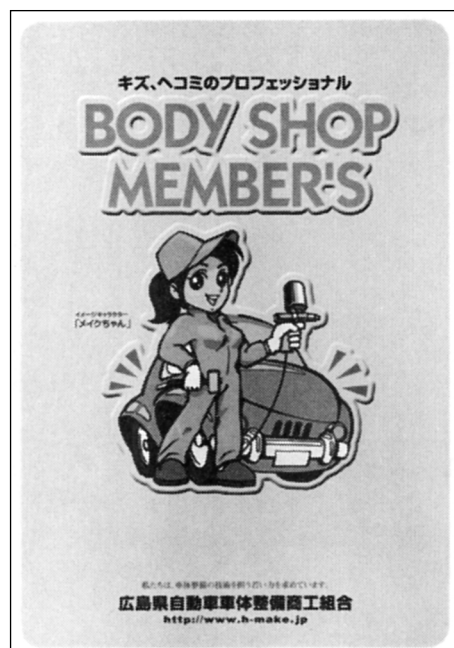
車体整備業は、長引く景気低迷による入庫台数の減少や単価の下落、ディーラーに依存する下請的要素が強いため、収益が左右されやすい等、組合員個々の力では解決できない課題が多い。そこで、ユーザーへの認知度や業界全体の社会的地位の向上を図るための活動を組合で継続して取り組むこととした。

取り組みの内容

平成10年度に「中小企業活路開拓調査・実現化事業」を実施。策定されたビジョンにあるアイキャッチャーによるPRやインターネット活用による認知度の向上、サービスのレベルアップ等を実現させるための活動を開始した。その第1段として、アイキャッチャー「メイクちゃん」を配した看板設置の推進、更に中国5県での共通ののぼりの設置等、スケールメリットを活かしたPR活動を積極的に展開した。13年度には「IT活用型中小商業経営革新ビジネスモデル策定事業」において、組合員へのパソコン導入等、ITを推進することにより、個人ユーザーのインターネット使用頻度向上等の環境変化に乗り遅れないよう努めた。また、セミナーや研修会等を継続的に行い、技術力とお客様対応（電話対応の改善、お客様の入りやすい店舗づくり等）の向上を推進している。

成果

業界の大きな課題である「知名度の向上については、アイキャッチャーでのイメージアップ活動が定着、更にはその活動が中国5県にまで広がるなど、大きな活動となっている。各組合員レベルでは、経営者の意識改革が進み、「お客様に対するサービスの改善」という形で効果が現れつつある。推進している事業内容が組合員に見えやすいということで、事業の定着・拡大が進んでいる。また、後継者（若手）の事業への参加が活発になっており、更なる組合活動の活性化が期待されている。





労使がお手伝いします。

地域の就職支援活動

平成16年10月1日より「無料職業紹介所」開設
事業者の方の求人登録をお待ちしています。詳しくは支援機構まで

和歌山県地域労使就職支援機構
(厚生労働省委託事業)

構成団体

- 連合和歌山
- 経営者協会
- 商工会議所連合会
- 商工会連合会
- 中小企業団体中央会

〒640-8227 和歌山市西汀丁26 (県経済センター4F)

TEL.073-402-2111 FAX.073-425-5086

Eメール roushi.s.s.k@carrot.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.waroushi.jp>

情報連絡員発表

12月分

D I（ディフュージョンインデックス）値

D I 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

D I 値＝増加（好転）割合 － 減少（悪化）割合

D I 値＞0 … 景気上向き

D I 値＝0 … 景気横ばい

D I 値＜0 … 景気下向き

業界景況／前月比

2.5ポイント悪化

前年同月比の景気動向

増加・好転↑ 不変→ 減少・悪化↓

業 種	項 目	売 上 高	収 益 状 況	資 金 繰 り	業 界 景 況
製 造 業	食 料 品	→	↓	→	↓
	織 維 同 製 品	↓	↓	↓	↓
	木 材 木 製 品	↓	↓	↓	↓
	印 刷	↓	↓	↓	↓
	化 学 ゴ ム	→	↓	→	→
	窯 業 土 石 製 品	→	→	→	→
	鉄 鋼 金 属	↑	↑	↑	→
	そ の 他	↓	↓	↓	↓
非 製 造 業	卸 売 業	↑	→	→	↓
	小 売 業	↑	↓	↓	↓
	商 店 街	↓	↓	↓	↓
	サ ー ビ ス 業	↓	↓	↓	↓
	建 設 業	↓	↓	↓	↓
	運 輸 業	↑	↓	→	↓
D I 値		-17.5	-42.5	-30.0	-52.5

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

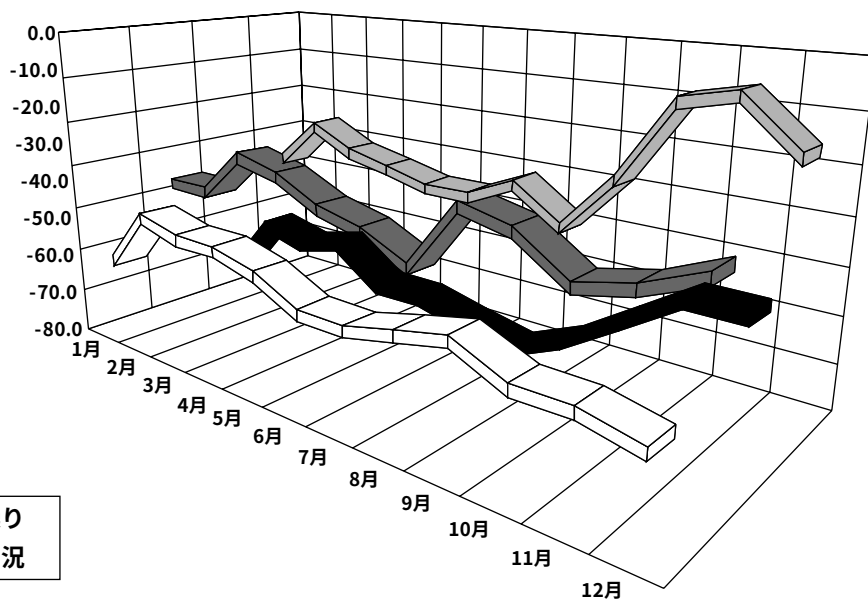
総 評

前年同月比における「業界景況」判断指数（D I 値：景気動向指数）は、マイナス52.5ポイントであり、同11月調査と比べて2.5ポイント悪化した。

同11月調査と比べ、「売上高」は10ポイント悪化、「収益状況」は不変、「資金繰り」は5ポイント改善した。

12月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は15名、「悪化」との回答は23名で、「好転」との回答は2名であった。

年間DI値 (前年同月比) の推移



● 製造業 ●

食 料 品	景気回復も足踏み状態で必ずしも回復傾向ではないと思われます。年末の歳暮商品の動きは今一つで厳しい状況でした。酉年の飛躍を期待したいものです。（梅干）
繊維・同製品	16年12月までは例年以上に暖冬傾向が続き、小売業者では冬物バーゲンの前倒しで売れ行きは良かったが収益は悪化した。当業界では相変わらず長期低迷が続いている。12月初めに東京で開催のジャパנקリエーションにも数社が出展したが、成果の方は目立ったものがあったかどうか？（ニット）
	16年度中には積極的に国内外の展示会（9月テクスワールド（パリ）、10月インターテキスタイル上海（中国）、11月東京国際家具見本市、12月ジャパנקリエーション）に参加し、販路開拓等に努力しているが、厳しい状況が続いている。（織物）
	売上不振。従業員を減らし、社長の労働力増加。（手袋）
木材・木製品	各企業受注が伸びず苦戦を強いられている。仕入において塩ビのフィルム関係の値上げを要求されている。（建具）
	景況が好転しません。（建具）
窯業・土石製品	現状変わらず厳しい。（生コン）
漆器製造業	原油価額の高騰により合成樹脂の原料価が上がりましたが、商品上代に上乗せする事は出来ず、製造業、卸売業ともに苦しい状況になっております。（漆器）

● 非製造業 ●

卸 売 業	12月度電材業者は年末恒例により末荷の納入、初荷の準備に追われています。11月に続き、物流店舗等の物件が多く、平均して各社とも販売額はキープ出来たと思われます。なお、新年度を迎えるにあたり好転する要素が見当たりません。過去から言われてきました変化に対応！平成17年度は最も変化に対応するものが必要になりそうです。戦力になっていない商圈・市場・商品の見直し等々過去を捨て、現在を見直し、明日に向けた新創造を本気で考える正念場と思われます。（電設資材）
小 売 業	進物用みかんの高値により、売上高については増加。（日高市場）
	年末商戦は大型店の圧勝であった。（和歌山市）
	前年と変わらず年末を過ぎ、新しい年に入っていきますが、良くなる様子も少ないです。組合員はそれぞれ我慢の一年であったが、前に進むしかない気持ちで頑張っている感じです。（田辺市）
サ ー ビ ス 業	新たな年のスタート、景気低迷が去る（申）ように、景気繁栄を取り（酉）込む年にしたいものです。年初めは特に様々な期待と不安が入り交じり、各人各様の強弱両論が飛び交っています。他業種では確かに回復はしていますが、当業界では厳しい局面（正月）を迎えました。（旅館）
	対前年同月比で、宿泊人員（98.9%）、総売上料金（99.8%）、1人当たり消費単価（100.9%）、総宿泊料金（97.7%）、1人当たり宿泊単価（98.8%）。1年の宿泊人員で見ると、15年は1,045,563人、16年は1,033,992人で11,571人の減（-1.1%）である。12月27日～1月4日の年末年始の宿泊人員についても、15年は46,318人、16年は39,770人で6,548人の減であり、対前年比85.9%であった。（白浜旅館）
	12月中の新車需要が増大し、昨年同時期を上回っています。（田辺自動車）
運 輸 業	燃料価格がやや下がり気味となり、大変喜ばしい。収益面までには至っていない。鉄鋼関係は良好である。（和歌山市）
	燃料は12月中頃より多少安定している様子であるが、みかんの出荷量が少ないのと輸送先が一定でなく少量各地発送にするため、運賃も低下気味です。（有田トラック）